

提 言 書

令和元年 9 月

長崎県市長会

長崎県内13市の市政推進につきましては、かねてより格別のご高配とご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

県内全市においては、行財政改革に懸命に取り組みながら、複雑多様化する住民のニーズに的確に応え、個性豊かで魅力ある地域社会において潤いのある豊かな生活を営むことができるよう、それぞれの地域の実情に応じて環境の整備を図っているところでございます。

しかしながら、地方自治体を取り巻く行財政環境は年々厳しさの度を増してきております。

人口減少・超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し、国と地方が一体となって取り組み、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある社会を維持していくためには、地方創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施していく必要がございます。

つきましては、復興・防災対策、日本経済の再生、災害に強く活力ある国土・地域づくりの推進等の諸課題もあり、大変厳しい行財政運営の状況下ではございますが、住民に身近な行政を担う基礎自治体の事情を十分にご賢察いただき、政府予算の編成等にあたりましては、次の事項について特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和元年9月

長崎県市長会会長

長崎市長 田上富久

長崎県市長会

長崎市長	田上富久
佐世保市長	朝長則男
島原市長	古川隆三郎
諫早市長	宮本明雄
大村市長	園田裕史
平戸市長	黒田成彦
松浦市長	友田吉泰
対馬市長	比田勝尚喜
壱岐市長	白川博一
五島市長	野口市太郎
西海市長	杉澤泰彦
雲仙市長	金澤秀三郎
南島原市長	松本政博

九州新幹線西九州ルートの整備促進に関する決議

九州新幹線西九州ルートは、原子力船「むつ」に関する国策に協力した結果実現されたもので、様々な苦渋の選択を経てフリーゲージトレインにより山陽新幹線につながる路線として武雄温泉～長崎間が平成24年6月に認可がなされ、令和4年度の開業に向け着実に工事が進められている。

一方で、フリーゲージトレインの導入断念後、懸案であった新鳥栖～武雄温泉間の整備手法については、本年8月、与党整備新幹線建設推進プロジェクトチーム「九州新幹線（西九州ルート）検討委員会」により「全線フル規格による整備が適当である」との基本方針が示されたところである。

このことは、現在、国が進めているリニア中央新幹線を軸としたメガリージョンと、それに繋がる高速鉄道網の形成という流れにおいても、長崎のみでなく、広く西九州地域、国土の一体的な発展に大きく寄与するものである。

しかしながら、武雄温泉駅での乗継を解消し、全国の新幹線ネットワークに繋げるために不可欠な新鳥栖～武雄温泉間の整備に関しては、未だ課題が残されており、国において進められてきたフリーゲージトレインの導入断念という特殊な事情により生じたものであることを踏まえ、国の責任において、下記事項について早急に実現するよう強く要望する。

記

- 1 与党整備新幹線建設推進プロジェクトチーム「九州新幹線（西九州ルート）検討委員会」により基本方針として示された「全線フル規格」による整備の早期着手と、それに向けて、令和2年度予算において必要な調査費等の確保を図ること。
- 2 基本方針に示された四者協議を進めると共に、国が開発を進めてきたフリーゲージトレインの導入が断念されたという特殊事情を踏まえ、国の責任において、沿線自治体の整備費用負担の軽減や財源確保、並行在来線やルートなどの課題解決につながる具体的な方策を示すこと。
- 3 全線フル規格化に合わせた、佐世保市から運行時間が短縮できる西九州ルートへの直通運行を視野に入れた、佐世保線の輸送改善方策を推進すること。

以上、決議する

令和元年9月4日

長崎県市長会

長崎県市長会提言事項提出先一覧表

長崎県市長会提言事項提出先一覧表

提言事項	提 出 先										環 境 大 臣			
	内閣総理大臣	内閣官房長官	内閣官房長官	内閣官房長官	内閣官房長官									
4 福祉施策の充実強化に関する提言について											○	○	○	○
1 保健福祉施策等の充実強化について											○	○	○	○
2 様式者福祉施策の充実化について											○	○	○	○
3 放課後児童クラブに係る財政支援の充実について											○	○	○	○
4 在宅福祉事業費補助金における補助対象者入会クラブの会員数の基準緩和について											○	○	○	○
5 民生委員・児童委員の扱い手の確保について											○	○	○	○
5 介護保険制度等に関する提言について											○	○	○	○
1 第1号被保険者の保険料について											○	○	○	○
2 介護従事者の人材確保について											○	○	○	○
6 生活環境の保全・整備等の充実に関する提言について											○	○	○	○
1 大気汚染の防止対策について											○	○	○	○
2 九州大字地震火山観測研究センターにおける雲仙岳の火山監視・観測・研究体制の充実強化について											○	○	○	○
7 九州新幹線等の整備促進に関する提言について											○	○	○	○
1 九州新幹線西九州ルートの着実な整備について											○	○	○	○
2 県下幹線鉄道の整備改善について											○	○	○	○
3 JR長崎本線連続立体交差事業の促進について											○	○	○	○
4 地域鉄道の施設整備に対する確実な支援について											○	○	○	○
8 高速道路網等の整備促進に関する提言について											○	○	○	○
1 道路整備の安定的財源確保について											○	○	○	○
2 道路網の整備について											○	○	○	○
3 道路事業における補助制度の拡充について											○	○	○	○
4 社会資本整備総合交付金事業（道路事業（舗装・補修））の補助対象条件の緩和について											○	○	○	○
5 地方における無電柱化事業の促進について											○	○	○	○
6 港湾の整備促進について											○	○	○	○
7 公共事業の用地買収に伴う所有権移転登記による印鑑登録証明書の交付手数料の免除制度の拡充について											○	○	○	○
9 農林水産業の振興に関する提言について											○	○	○	○
1 農業の振興政策について											○	○	○	○
2 水産業の振興対策について											○	○	○	○
10 地域経済の活性化に関する提言について											○	○	○	○
1 地域経済牽引事業への支援措置について											○	○	○	○
2 九州地方整備局豊前高島事務所による雲仙普賢岳落石ドームの崩壊影響に関する技術的検討の実施と同事務所の存続について											○	○	○	○
11 地方自治体の円滑な行政運営に関する提言について											○	○	○	○
1 「従うべき基準」を定めた省令の改正情報の事前周知の徹底について											○	○	○	○

国への提言事項目次

第1 都市財政の拡充強化に関する提言について -----	P 1
1 都市財政の充実強化について -----	P 1
2 地方創生の実現に向けた財政支援措置の充実について -----	P 4
3 条件不利地域における超高速ブロードバンド整備の実現について -----	P 4
4 地方消費者行政の拡充への支援等について -----	P 5
5 国民保護措置の実施に係る支援の充実強化について -----	P 5
6 凈化槽設置整備事業における財政支援制度の拡充について -----	P 6
7 公共下水道への財政措置の拡大について -----	P 6
8 廃棄物処理対策の強化について -----	P 7
9 海岸漂着物対策の財政支援措置について -----	P 9
10 治水事業に対する財政措置等について -----	P 9
11 地方バス路線維持対策について-----	P 10
12 水道事業に対する財政措置の強化について -----	P 10
13 急傾斜地崩壊対策事業に対する財源確保等について -----	P 11
14 離島航路事業に対する財政支援の拡充等について -----	P 11
15 離島航空路線の維持について -----	P 12
16 離島地域における燃油コスト等の格差是正について-----	P 12
17 半島航路の維持・確保について-----	P 13
18 社会保障・税番号制度の円滑な運用に係る支援等について -----	P 13
19 世界遺産に係る財政支援措置について -----	P 15
20 市街地再開発事業に対する財政支援措置について -----	P 15
21 大規模災害時の防災拠点となる庁舎等整備に係る財政支援について -----	P 15
22 現行過疎法期限終了後の新たな制度の創設について -----	P 16
23 公立小中学校施設整備等の財政支援拡充について -----	P 16
24 離島振興に係る財政支援措置について -----	P 17
25 公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）の期間撤廃について -----	P 17
26 住宅・建築物のアスベスト改修事業の継続について -----	P 17
27 石綿含有仕上塗材の調査及び除去に対する助成制度の創設等について -----	P 17
28 ふるさと納税に係る返礼品について -----	P 18
第2 国民健康保険制度及び高齢者医療制度に関する提言について -----	P 40
1 医療保険制度改革について -----	P 40
2 当面の措置及び制度運営について -----	P 41
3 特定健康診査・特定保健指導に係る助成額の見直しについて -----	P 41
第3 地域医療保健の充実強化に関する提言について -----	P 43
1 地域医療における医師確保対策等について -----	P 43
2 フッ化物洗口に対する新たな制度創設について -----	P 44

第4 福祉施策の充実強化に関する提言について	P 46
1 保健福祉施策等の充実強化について	P 46
2 障害者福祉施策の充実強化について	P 47
3 放課後児童クラブに係る財政支援の充実について	P 47
4 在宅福祉事業費補助金における補助対象老人クラブの会員数の基準緩和について	P 48
5 民生委員・児童委員の担い手の確保について	P 48
第5 介護保険制度等に関する提言について	P 52
1 第1号被保険者の保険料について	P 52
2 介護従事者的人材確保について	P 52
第6 生活環境の保全・整備等の充実に関する提言について	P 54
1 大気汚染の防止対策について	P 54
2 九州大学地震火山観測研究センターにおける雲仙岳の火山監視・観測・研究体制の充実強化について	P 54
第7 九州新幹線等の整備促進に関する提言について	P 57
1 九州新幹線西九州ルートの着実な整備について	P 57
2 県下幹線鉄道の整備改善について	P 57
3 JR長崎本線連続立体交差事業の促進について	P 58
4 地域鉄道の施設整備に対する確実な支援について	P 58
第8 高速道路網等の整備促進に関する提言について	P 60
1 道路整備の安定的財源確保について	P 60
2 道路網の整備について	P 60
3 道路事業における補助制度の拡充について	P 62
4 社会資本整備総合交付金事業（道路事業（舗装補修））の補助対象条件の緩和について	P 62
5 地方における無電柱化事業の促進について	P 62
6 港湾の整備促進について	P 63
7 公共事業の用地買収に伴う所有権移転登記に係る印鑑登録証明書の交付手数料の免除制度の拡充について	P 63
第9 農林水産業の振興に関する提言について	P 72
1 農業の振興対策について	P 72
2 水産業の振興対策について	P 74
第10 地域経済の活性化に関する提言について	P 78
1 地域経済牽引事業への支援措置について	P 78
2 九州地方整備局雲仙復興事務所による雲仙普賢岳溶岩ドームの崩壊影響に関する技術的検討の実施と同事務所の存続について	P 78
第11 地方自治体の円滑な行政運営に関する提言について	P 80
1 「従うべき基準」を定めた省令の改正情報の事前周知の徹底について	P 80

(第1) 都市財政の拡充強化に関する提言について

都市財政を拡充強化し、都市自治体が責任をもって自立した行財政運営を進めるため、次の事項について特段の措置を講じるよう強く要請する。

1. 都市財政の充実強化について

(1) 地方税財源の充実強化について

- ① 都市自治体が地域の実情に沿ったきめ細やかな行政サービスを持続的に行うとともに、人口減少を踏まえた地方創生に積極的に取り組むため、地方が担う事務と責任に見合う一般財源を充実確保する観点から、偏在性の少ない地方税体系を構築すること。
- ② 税源の偏在が小さく安定性を備えた地方税体系を構築するため、地方消費税の充実・強化を確実に実行すること。

また、地方法人課税の偏在是正については、地方法人税の創設及び法人住民税法人税割の税率引き下げによる効果の十分な検証を行うこと。

さらに、地方税制の改正に際しては、地方自治体の意見を聞くとともに、減収分については、代替財源を確保するなど、地方自治体の歳入に影響を与えないようにすること。

なお、平成27年度税制改正において、ふるさと納税ワンストップ特例が創設され、寄附者の申告手続きの簡素化が図られているが、この措置において、国税からの控除分を地方自治体が負担する仕組みとなっていることから、速やかに改め、国において補填すること。

- ③ ゴルフ場利用税については、その税収の7割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、関係市町村にとっては貴重な財源となっていることから、厳しい地方自治体の財政状況を踏まえ、その現行制度を堅持すること。
 - ④ 固定資産税は、市町村税収の大半を占める重要な基幹税目であり、市町村の行政サービスを支えるうえで不可欠なものとなっていることから、現行制度を堅持し、引き続きその安定的確保を図ること。
- また、償却資産に対する平成28年度及び平成30年度税制改正において創設された固定資産税の時限的な特例措置については、減収分について確実な財源措置を講じるとともに、今後新たな特例措置を設けないこと。

(資料1-1 参照)

(2) 一般財源の総額確保等について

- ① 国から地方への税源移譲に伴う税源偏在による地方自治体間の財政力格差を正と一定の行政水準を確保するために、地方交付税の持つ財源調整と財源保障の両機能を強化すること。

また、地方交付税総額の算出基礎となる令和元年度の地方財政計画について、幼児教育の無償化に係る経費や防災・減災・国土強靭化のための緊急自然災害防止対策事業費が確保されている。た引き続き、地方創生への積極的な取組をはじめ、医療・介護等の社会保障、施設の老朽化や防災・減災対策を含めた社会資本整備、地域の人口動態や行政区域の拡大等に伴う新たな対応など、都市自治体の行政運営に必要な財政需要については、単独事業を含め的確に地方財政計画に反映させ、地方税収や経済動向を踏まえた上で、必要な一般財源総額の安定的確保を図ること。

特に、全国市長会において、「ネクストステージに向けた都市自治体の税財政のあり方に関する研究会」から、都市自治体の基幹税の充実を通じて、国民健康保険や介護保険、障がい者福祉などの対人社会サービスや、人づくり・教育に関する分野の財源を確保するよう提言がなされていることから、所要の一般財源について確保を図ること。

- ② 地方交付税の財源不足額への対応として発行している臨時財政対策債は、令和元年度の地方財政計画においては約3.3兆円となっており、地方への負担転嫁や負担の後年度への先送りにつながっていることとなる。

恒常に生じている財源不足額への対応については、国の責務として確実に財源保障をすべきであり、臨時財政対策債によることなく地方交付税の法定率の引上げなどにより所要額を確保すること。

- ③ 地方交付税の算定にあたっては、多くの離島や半島を抱えるという本県の特殊性を十分考慮したものとともに、トップランナー方式による基準財政需要額の算定方法の見直しについては、各団体の状況を十分に踏まえたものとすること。

また、平成28年度の算定から平成27年の国勢調査人口が地方交付税に反映されることとなり、人口減少団体の交付税が急激に減少しないよう人口急減補正を拡充されているが、引き続き必要な補正を行うこと。

(3) 国庫補助負担金の見直し等について

- ① 国の財政再建のための補助負担率の引き下げや、適正な額の税源移譲を伴わない国庫補助負担金の廃止・縮減は行わないこと。また、全国的に増加する社会資本の整備需要に対し、国の予算確保が十分にされていない状況が続いているが、地方では地方創生を推進するために都市基盤整備を進めており、今後とも財源が必要であることから、道路・公園・漁港、市街地再開発などの基盤整備を着実に実施するため、事業計画に計上されている所要の財源を確保すること。
- ② 国庫補助負担金の見直しや新制度の創設にあたっては、「国と地方の協議の場」を活用するなどして、地方の意見を十分反映させること。
- ③ 東日本大震災・熊本地震被災地の復旧、復興については、財政措置を含め十分な対策を講じるとともに、被災地以外の各自治体に対する国庫補助負担金の配分についても、必要な公共事業の執行に支障が生じないよう留意すること。
- ④ 障害福祉のうち地域生活支援事業などについては、超過負担が生じていることから、地方自治体の財政運営に支障をきたしており、これらの国庫補助負担金の超過負担をすみやかに解消すること。
- ⑤ 国の政策に基づく新たな財政需要については、必要なものは普通交付税の措置ではなく、明確に国庫補助負担金により措置すること。

(4) 施設整備事業に対する財政措置等について

義務教育施設等、住民生活に直結する基礎的サービスを提供する施設については、公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の更新・統廃合・長寿命化に取り組んでいるところであるが、各自治体の財政規模も考慮しつつ、事業の円滑な執行が確保され、健全な財政運営が可能となるよう、十分な財政支援措置を講じること。

特に、義務教育施設については、各自治体が計画する全ての事業が実施できるよう、必要な財源及び国庫負担等の事業量を確実に確保するとともに、実態に応じた建設物価を反映した単価設定を行うこと。

また、施設の廃止、統合などの再編を進めるため財産処分基準の一層の弾力化を行うこと。

2. 地方創生の実現に向けた財政支援措置の充実について

国の地方創生に関する地方への財政支援については、平成31年度地方財政計画に、まち・ひと・しごと創生事業費が平成30年度に引き続き1兆円確保されたところであるが、令和2年度以降も確保すること。

平成31年度の地方創生推進交付金について、平成30年度と同額の1,000億円を確保した上で、新規事業の申請上限数の見直しなどの運用の弾力化や、UIJターンによる起業・就業者創出のための支援金の制度を創設したことは、地方自治体の本格的な事業展開を可能とするものであるが、地方自治体が地域性を考慮した自主性・主体性をもった自由な取組みが行えるよう、引き続き弾力的な取扱いを行うとともに、交付金申請に関する事務手続きについてできる限り簡素化すること。

また、地方がこの地方創生の取組みを推進していくためには、未来への投資の基盤あるいは生産性向上に資する施設整備への継続的な国の支援が必要不可欠であることから、地方創生拠点整備交付金による支援を安定的・継続的に実施するとともに、弾力的な運用を図ることにより、施設整備需要に適切に配慮すること。

さらに、少子化対策などの人口減少対策については、ソフト・ハード両面において中長期的な観点からの総合的な取組みが必要であることから、国の支援措置についても単年度ではなく継続的な支援を講じること。

3. 条件不利地域における超高速ブロードバンド整備の実現について

スマートフォン等の普及により、無線による高速通信サービスも提供され始めており、今後、新たな無線技術を用いたより高速なサービスの提供も見込まれる。すべての世帯で超高速ブロードバンドが利用可能となるよう、条件不利地域における超高速ブロードバンド整備について、有線・無線を問わず民間通信業者による基盤整備を促進する財政及び技術的な支援措置並びに整備後の維持管理に対する支援措置の拡充を図ること。

4. 地方消費者行政の拡充への支援等について

(1) 消費生活相談員の育成及び消費者被害防止対策について

地方においては、消費者安全法に定める専門の資格を有する消費生活相談員（みなし合格者を含む。）が少なく、消費生活相談員の確保が困難な状況であることから、相談員の確保と育成に向けた地方での講習や試験の実施等について対策を講じること。

また、成年年齢の引き下げに伴う若年者の消費者教育等に取り組むための知識・技術を十分取得できるように研修の充実等の対策を講じること。

併せて、地方消費者行政推進交付金が逐次活用期限を迎える中、平成30年度から導入された地方消費者行政強化交付金については、対象となる事業が限定されており、補助率も2分の1以内で地方の負担が発生しているため、地域の実情にあわせた事業の実施が難しくなることから全額補助とし、交付金対象事業として各々の地方公共団体が実施する重要な事業についても対象とすること。

（資料1-2 参照）

(2) 全国消費生活情報ネットワーク・システムの改善について

PIO-NET（パイオネット：全国消費生活情報ネットワーク・システム）は、平成27年10月に新たなシステムに移行されてから3年が経過し、消費者被害の共有化を図るという目的を達成している。一方で、即時に情報が反映されない、また、入力データが多岐にわたっていることから入力作業に時間を要するなど操作性の面において、問題点も多々見受けられ、入力作業が消費生活相談員の負担となっている。早急に各自治体の意見を十分踏まえたシステムの改修を図ること。

5. 国民保護措置の実施に係る支援の充実強化について

(1) 地方自治体負担経費の財政措置について

地方自治体が実施する国民保護のための措置に係る費用については、原則として国の負担とされているが、地方自治体の負担とされる職員の給与、管理及び行政事務の執行に要する費用等についても、国の責任において必要な財政措置を講じること。

また、有事に備えて、資機材の整備や、国、都道府県、市町村、関係機関が連携した訓練を継続するとともに、自治体独自の訓練の実施等に要する経費についても、原則、国の負担とすること。

(2) N B C (核・生物・化学) 攻撃に対する対応策の整備について

N B C (核・生物・化学) 攻撃による被害想定及びこれに基づく対応策について、国の責任において十分な研究を行い、早期に示すとともに、資機材や特殊な薬品等の適切な備蓄、調達体制を早急に整備すること。

6. 淨化槽設置整備事業における財政支援制度の拡充について

浄化槽設置にかかる市民の費用負担を軽減し、浄化槽の普及を図るため、補助率の嵩上げや補助対象範囲の拡大等、浄化槽整備に係る財政措置の拡充を強く要請する。

また、浄化槽維持管理費に関しても下水道使用料との差があり、不公平が生じていることから、適正な浄化槽維持管理を実施してもらうための維持管理費に対する財政措置の制度を創設すること。

(資料 1-3 参照)

7. 公共下水道への財政措置の拡大について

(1) 公共下水道事業への財源確保について

下水道事業を計画的、継続的に遂行するためには、多額の財源が必要であることから、財政的な支援を図るとともに、特に、施設の耐震化や老朽化に伴う改築・更新事業に対する「防災・安全交付金」の予算額を確保すること。

(2) 下水道施設への接続率向上について

下水処理施設等の整備が年々進められ下水道事業の普及が進んでいる中、施設の適正な維持管理を図る上で利用者の接続率の向上は重要な課題である。

国の社会资本整備総合交付金の効果促進事業では、加入促進事業等への充当が可能とされているが、普及率が低い自治体においては施設整備を優先する必要があり、また普及が進んだ自治体においても、施設の耐震化や改築・更新が必要となるため、加入促進に対する財源を確保することが困難であることから、接続率の向上を図るための財政支援措置の拡充を講じること。

(資料 1-4 参照)

(3) 下水道事業に係る現行の国庫補助制度の堅持について

財務大臣の諮問機関である財政制度等審議会において、下水道事業に係る現行の国庫補助制度について、水道事業の補助制度等を参考に見直しの議論がなされ、平成29年12月22日、国土交通省から下水道事業に係る社会資本整備総合交付金等の予算配分の考え方として、「アクションプランに基づく下水道未普及対策事業」、「下水道事業計画に基づく雨水対策事業」等の事業については重点化の方針が示された。下水道は、公共用水域の水質保全や浸水の防除を受けもつ、極めて公共性の高い社会資本であり、その国庫補助金は、地方財政法上、国が義務的に支出する負担金として整理されており、下水道法においても明確に施設の設置そして改築に対して、国が地方公共団体に補助できるとされている。

また、平成5年度には公共事業に係る補助率等が閣議了解で恒久化されており、下水道事業を実施する地方公共団体は、恒久化された補助率の下での国庫補助制度を前提とし、下水道の管理運営を行っている。

こうした下水道の特性を鑑み、下水道事業を継続的かつ計画的に遂行するために、現行の国庫補助制度を堅持すること。

8. 廃棄物処理対策の強化について

(1) 廃棄物処理施設等について

- ① 市町村合併等に伴う一般廃棄物処理施設の集約化にかかる旧施設の解体撤去工事費については、ダイオキシン類による環境汚染の防止等に多額の費用を要していることから、新たな廃棄物処理施設整備を伴わない解体工事の場合も循環型社会形成推進交付金の対象とすること。また、し尿処理施設の解体撤去工事においても、同様の財政措置を講じること。
- ② 廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業については、幅広く財政措置の対象とする等、交付要件を緩和するとともに、マテリアルリサイクル推進施設の基幹改修についても財政措置の対象とすること。
- ③ 一般廃棄物処理施設の整備に係る循環型社会形成推進交付金については、交付金の不足が生じると厳しい財政に多大な影響を与え、施設整備の遅滞等により適正な廃棄物処理が行えない事態に陥ることさえ懸念されることから、地方公共団体の健全な財政運営及び適正な廃棄物処理事業の執行のため、予算確保及び制度の安定化を図ること。

(2) 容器包装リサイクル法について

- ① 容器包装廃棄物発生抑制の一環として、使い捨て容器の製造・販売を規制する法令整備及び再利用可能な容器、いわゆるリターナブル容器の使用・回収が確実に行われるデポジット制度については、全国一律の制度として、課題となっている回収率や回収コスト等の解決を図り、法制化を早期に実施すること。
- ② リサイクル推進のための施設の増設・改造について、国の支援制度はあるが、必要な予算を確保すること。

(3) 家電リサイクル法について

- ① 特定家庭用機器再商品化法の対象となる家電製品の販売価格について、あらかじめ回収やリサイクルにかかる費用を含める前払い制度を導入すること。その制度が確立されるまでの間、収集運搬費用については、離島地区の負担増等に対して恒久的な助成制度の構築を図ること。
- ② 家電リサイクル法については、いわゆる家電4品目だけでなく、電子レンジ等の大型・重量家電品について対象品目とするなど制度の改善を図ること。
- ③ 指定引取場所については、家電リサイクル制度を支える仕組みとして、家電4品目の能率的かつ円滑な引渡しが確保されるよう、離島地区を含め、すべての市に設置するなど適正な配置を行うこと。
- ④ 家電の不法投棄については、国・事業者の責任により啓発を行うなど防止対策の徹底を図るとともに、地方自治体が積極的にその対策に取り組めるよう、製造業者等の費用負担を含めた制度を構築すること。

(4) 小型家電リサイクル法について

小型家電リサイクル制度に伴って自治体に新たな財政負担が生じる場合は、国において財政支援措置を講じること。

(5) 廃スプリングマットレスのリサイクル・適正処理について

廃スプリングマットレスについては、販売される際に、リサイクル等の処理経費を製品価格に上乗せするなどにより、メーカー・販売店等の責任で回収する仕組みを構築すること。

また、回収後の再使用や再生利用しやすい製品構造の設計等によるリサイクルや適正処理の仕組みを整備すること。

9. 海岸漂着物対策の財政支援措置について

(1) 財政支援の継続について

海岸漂着物処理推進法第29条に規定する「離島地域の処理経費に対する特別の配慮を行う」に基づき、海岸漂着物処理については、補助率10分の10の全額国費により賄われていたが、平成27年度から実施されている「海岸漂着物等地域対策推進事業」では、漂流ごみ・海底ごみの回収処理について、新たに補助対象に加えられたものの、その補助率が引き下げられた。

よって、「海岸漂着物等地域対策推進事業」についても、従前の補助率10分の10に戻し、全額国費による対応とすること。

(資料1-5 参照)

(2) 支援措置の拡充について

海岸漂着物の効率的な処理を行うため、必要な処理施設の整備に対する支援措置の拡充を図るとともに、技術開発に関する支援措置を講じること。

10. 治水事業に対する財政措置等について

(1) 河川の定期的な除草及び浚渫について

国及び県が管理する河川については、河川内に土砂などが堆積し、草木が繁茂している現状があることから、通水阻害に対する住民の不安意識は高く、近年頻発している集中豪雨による河川氾濫や浸水被害が懸念されている。については、治水事業の一環として河川の定期的な除草や浚渫を行うこと。

(2) 治水事業に係る財政支援について

近年の頻発する集中豪雨による、河川氾濫や浸水被害が懸念されている中、自治体においては、浚渫を国の補助事業や起債事業とする制度がないため、一般財源のみで実施していることから、すべてに対応することが困難な状況である。よって、国においては、河川浚渫事業に対する財政措置を講じるとともに、防災の観点からの治水事業全般に係る財政措置の拡充を図ること。

(資料1-6 参照)

11. 地方バス路線維持対策について

平成23年度から「地域公共交通確保維持改善事業」を創設し、支援の充実が図られているが、地域間幹線系統路線及び地域内フィーダー系統路線の補助要件及び補助対象経費の緩和等、市町村が実施する施策に対する財政措置の充実・強化を図ること。

また、地域内フィーダー系統確保維持改善事業の市区町村毎の国庫補助上限額の撤廃等補助要件の緩和を図ること。

併せて、バスの利用拡大及びバス事業者の経営改善のため、路線バスの運賃についても、国境離島新法の航路運賃の低廉化と同様にJR並み運賃となるように支援できる制度を構築すること。

さらに、乗合バス事業者等が事業用自動車を購入する場合に、車両減価償却費等国庫補助及び公有民営補助における車両の補助要件を緩和すること。

(資料1-7参照)

12. 水道事業に対する財政措置の強化について

再構築事業及び耐震化事業について

近年の水道事業は、高度経済成長期に整備された管を含む施設が一斉に法定耐用年数を迎える、更新需要の増大が見込まれている。また、東日本大震災や熊本地震など大規模地震が発生し、大きな被害をもたらしており、地震に備え、施設や管路の耐震化も喫緊の課題となっている。老朽化した施設の更新や耐震化については多額の費用を要し、厳しい財政状況等の理由から管路の経年化率は上昇する一方で、耐震化は思うように進んでいないのが現状であることから、水道基幹施設の再構築事業に対しては、浄水施設・送水施設等を始め、老朽化した施設や管の更新事業を含めた、耐震化事業に対する補助採択基準の拡大及び必要な予算額の確保を行うこと。

(資料1-8参照)

13. 急傾斜地崩壊対策事業に対する財源確保等について

国においては、社会資本整備重点計画に基づき重点的かつ効率的に事業を進めることとしているが、近年の「局地化・集中化・激甚化」した気象状況に鑑み、がけ崩れの災害から国民の生命・財産を守るため、所要の財源の確保と事業採択要件の緩和について、格別の配慮がなされることを要請する。

また、緊急自然災害防止対策事業債において、砂防関係施設については都道府県の施工分のみが対象となっており、市においても対象となるよう格別の配慮がなされることを要請する。

(資料 1-9 参照)

14. 離島航路事業に対する財政支援の拡充等について

(1) 補助制度の柔軟な対応等について

平成23年度より実施された地域公共交通確保維持改善事業の中に、離島航路に対する支援も盛り込まれているが、あらかじめ計画に計上されていない船舶の老朽化等に伴う想定外の経費についても補助の対象とするなど、各航路の実態に沿った柔軟な対応を行うこと。また、今後も更に離島航路補助への十分な財源を確保するとともに、ジェットフォイルや海上運送法第20条第2項に規定する人の運送をする不定期航路事業などについて離島航路補助制度を適用するよう見直しを行うこと。

旅客運賃の低廉化については、有人国境離島法（有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法）に基づき引き続き財源を確保するとともに、対象地域に限らず全ての離島航路についてJR等本土交通機関を比較基準に見直し、支援制度の拡充を図ること。

(2) 貨物輸送運賃の低廉化について

本土離島間における貨物輸送運賃の低廉化について、対象拡大を図ること。

(3) 貨物航路の安定的な運航について

ガソリン、プロパンガスなど住民の生活必需品を輸送する貨物航路について、航路変更又は廃止の場合における事前届け出の義務付けなど、航路の安定的運航の確保のために必要な法整備を行うこと。

(4) 離島航路における海上高速交通体系の維持について

離島航路は人・物の流通手段として生活及び産業経済活動に欠くことのできない重要な役割を果たしている。

特に、ジェットフォイルは、高速かつ大量輸送が可能で住民にとって必要不可欠な存在となっている。

県内の離島航路に就航しているジェットフォイルは、船齢がいずれも25年以上経過しており、更新時期を迎えており、導入当時に比べ建造費が大幅に高騰しており、厳しい経営環境にある航路事業者の負担のみでジェットフォイルの更新を行うことは困難な状況にある。

ジェットフォイルの建造については、船舶共有建造制度において、特別の配慮がなされ、償還期限の延長等がなされているが、航路事業者の負担は変わらないことから、ジェットフォイルの重要性をご理解いただき、建造が促進されるよう、その償還に対して助成を行うなどの補助制度を創設すること。

(資料 1-10 参照)

15. 離島航空路線の維持について

現在、離島三市（五島市、壱岐市、対馬市）と長崎空港及び福岡空港を結ぶ航空路線は、地城市民にとって主要な交通手段であり、交流人口の拡大に繋がっているが、地方航空会社が運航している路線において、機材の不具合による欠航が相次いでおり、機材の更新が早急の課題となっている。

しかしながら、離島航空路線運航費等補助金を受けている地方航空会社では、機材を更新するための経費が大きな負担となっていることから、地方航空会社と航空路線の安定的な維持を図るため、航空機等購入費補助金並びに離島航空路線運航費等補助金を拡大すること。

(資料 1-11 参照)

16. 離島地域における燃油コスト等の格差是正について

離島のガソリン価格については、平成23年度から、補助制度が設けられ、平成24年6月に補助単価の見直しが行われたが、未だに本土との価格差が見られるため、制度を見直すとともに離島における揮発油税ガソリン税の減免等、新たな制度の早期創設に向けて、特段の措置を講じるよう強く要請する。

(資料 1-12 参照)

17. 半島航路の維持・確保について

国においては、半島航路の安定的な運航の確保を図るため、次の事項について特段の措置を講じるよう強く要請する。

(1) 価格競争力を維持するための公的支援措置の実施

陸上交通と同等の経費水準への運賃割引等の取組に対する財政支援制度の創設や、船舶建造費・改修費への助成による航路運賃の低廉化などを実施すること。

(2) 船舶の燃料効率の改善など経営基盤の強化策の実施

省エネ化に資する改造等に対する更なる支援や、運航に要する船舶整備等に対する支援制度の創設又は運航欠損額に対する支援制度適用への支援などを実施すること。

(3) 貨物や人の輸送手段の転換を図ることを促進するための施策の充実

モーダルシフトの取り組みに対する支援など、施策の充実を図ること。

(4) 地方が実施する港湾使用料減免等の支援策に対する財政措置

減免額相当分に対する支援や、半島地域以外の対岸自治体への航路の確保維持に係る財政支援制度の創設などを行うこと。

(5) 観光需要、交流人口の拡大等活性化に資する施策の拡充

航路のPRや広域的な観光周遊ルートの形成・旅行企画造成への支援など、施策の充実を図ること。

(資料 1-13 参照)

18. 社会保障・税番号制度の円滑な運用に係る支援等について

(1) マイナンバーカード（個人番号カード）の申請・交付事務について

マイナンバーカードの交付事務においては、本人確認手順や代理人への交付手順が煩雑であることや、J-LIS（地方公共団体情報システム機構）にて作成されたマイナンバーカードは交付前に設定の処理が必要であることなど、市町村にカードが送付されてすぐ対象者に交付できるものではないことから、速やかかつ円滑にカードの発行を行えるよう、市町村における事務処理負担の軽減を図り、早急に事務処理手順の見直しを行うこと。

マイナンバーカード交付事業費及び事務費補助金の事務処理にあたっては、市町村が十分な準備期間を確保できるよう、早期の情報提供を行うことを徹底するとともに、市町村における事務処理負担の軽減を図ること。

また、マイナンバーカードの申請・交付に係る経費について、令和元年度もマイナンバーカード交付事務費補助金予算が計上されているが、市町村負担が生じることのないような財源措置を今後とも引き続き講じること。

さらに、マイナンバーカード交付事業費補助金については、市町村がJ－LISへ支出する「通知カード・個人番号カード関連事務の委任等に関する交付金」が対象であるが、予算措置等の対応を求められる交付金上限見込み額と実際に請求される額に大きな乖離があり、繰越を行わない市町村にあっては、毎年多額の不用額が発生している。国においても、平成30年度もまた翌年度予算への繰越が行われていることから、実態に即した予算計上のあり方については見直しを行うこと。

(2) マイナンバー制度に係るシステム整備費補助について

地方自治体では、住民基本台帳システムを始めとするマイナンバー制度に係るシステムの改修を行ったが、全額国庫負担の対象とされていたにもかかわらず、国から示された所要事業費を大きく上回り、地方負担が発生した。

令和2年向けデータ標準レイアウトが提示されており、今後も、制度改革やシステムファイルのデータ標準レイアウト修正等が予定されているため、地方自治体におけるシステム改修等の状況をさらに把握・分析した上で、必要な財政措置を講じること。

(3) 自治体情報セキュリティ対策に係るシステム運営費等の財政支援について

地方自治体では、マイナンバー制度への対応にあたり、国の求める情報セキュリティ対策の抜本的強化を行ったが、構築後の自治体情報セキュリティクラウドを安定かつ適切に維持するためには、継続的な運用管理費用が必要であることから、大きな地方負担となる。

国においては、地方自治体の実情を把握・分析した上で、必要な財政措置を講じること。

19. 世界遺産に係る財政支援措置について

長崎県内には、平成27年に登録された「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」と平成30年に登録された「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の2つの世界遺産があり、構成資産である国指定・選定の文化財の保護を万全なものにするため、保存修理・整備や防災事業にかかる費用について、現行の補助制度に加え更なる財政支援措置を講じるとともに、一般財源の負担軽減のため世界遺産に特化した有利な地方債制度を創設すること。

(資料1-14 参照)

20. 市街地再開発事業に対する財政支援措置について

市街地再開発事業については、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るとともに、耐震性・耐火性に劣る老朽建築物の建替促進にもつながるものであるので、地方都市における安全で快適な生活環境の実現、都市活力の維持・向上を図るため、必要な財源の確保を行うこと。

21. 大規模災害時の防災拠点となる庁舎等整備に係る財政支援について

大規模災害時に救援や復旧・復興を迅速に進めるための拠点となる本庁舎については、熊本地震の被害状況も踏まえた庁舎機能の確保（市町村役場機能の緊急保全）に係る事業を追加するなど、内容を拡充した「公共施設等適正管理推進事業債」が平成29年度に創設され、昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替え事業について、交付税措置により財政支援が行われている。

この公共施設等適正管理推進事業債のうち、庁舎の建替えに係る市町村役場機能緊急保全事業については、本庁舎のみが対象であり、事業年度は令和2年度までの時限措置とされていたが、経過措置が設けられ、令和2年度までに実施設計に着手した事業については、令和3年度以降も現行と同様の地方財政措置を講じるとされたところである。

しかしながら、県内においては、令和2年度までに実施設計に着手することが困難な自治体があることから、着手可能な時期までの延長を行うこと。また、合併により多くの総合支所を抱える自治体では、その耐震化も課題となっていることから、制度の対象を拡充すること。

22. 現行過疎法期限終了後の新たな制度の創設について

長崎県内の過疎地域では、少子・高齢化や若年層の流出による人口減少が全国と比較して著しく、農林水産業の低迷や集落の消滅の危機など、過疎地域を取り巻く環境は依然として深刻な状況にある。

このような状況の中、過疎地域の自立促進・活性化のため、その地域の特性を活かした産業の振興や地域づくりの諸施策の実施には、過疎対策事業債をはじめとする現行の財政支援措置は、欠かすことのできない制度であるが、根拠法律である「過疎地域自立促進特別措置法」は、令和3年3月末の法期限となっているところである。

このため引き続き過疎地域の自立促進に向けての計画的・効果的な事業の実施のため、新たな過疎法の制定、現行の過疎対策事業債制度の維持及び現行法第33条の規定による「市町村の廃置分合等があった場合の特例」の継続を強く要望する。

(資料1-15 参照)

23. 公立小中学校施設整備等の財政支援拡充について

公立小中学校の施設は、児童生徒の学習・生活の場であるとともに、災害発生時には避難場所としての機能も果たすものであるが、平成30年度は気象庁が「災害」と呼ぶ記録的な猛暑が続き、授業をはじめ学校生活を送るにも厳しい状況となり、空調設備の設置が急務である。

また、「平成30年6月大阪府北部地震」においては、ブロック塀の倒壊により児童の尊い命が失われる事故が発生し、安全安心な就学環境整備への対応が不十分な実態が明らかになったところである。

これらのことから、児童生徒の安全で安心な教育及び就学環境の整備を着実に実施できるよう、国の責任において次の事項について早急に措置を講じること。

- (1) 学校施設への空調設備の設置や地震時に倒壊する恐れのあるブロック塀の撤去や改修に関し、学校施設環境改善交付金を確実に交付するとともに、算定割合の嵩上げや算定方法の見直しを行うこと。
- (2) 既存空調設備の更新費用について、必要な財源を着実に確保すること。
- (3) 空調設備の整備にあたっては、空調機器が調達できるよう製造・流通に十分な措置を取ること。

24. 離島振興に係る財政支援措置について

一島一町村との合併については、財政面における合併効果のひとつである生活関連施設（ごみ処理施設、火葬場など）の統廃合が容易でないことや、住民の安全な暮らしを守るために、恒久的に提供すべき行政サービス（医療、消防など）に係る経費が必要である。

一島完結での行政サービス提供が継続できるよう、行政需要に見合った補正を創設すること。

25. 公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）の期間撤廃について

公共施設の計画的な管理を進める中で、道路等の社会基盤施設（インフラ）等の老朽化対策が全国的な課題となっており、インフラの長寿命化対策に向けた財政措置として、社会資本整備総合交付金や公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）等が講じられている。

このうち、インフラの長寿命化事業を対象とした公共施設等適正管理推進事業債について、平成 29 年度から令和 3 年度までの時限措置となっているが、長寿命化事業は計画的・継続的な取り組みが必要である。

のことから、早期に公共施設等適正管理推進事業債の期間を撤廃し、継続的な長寿命化事業への取り組みが可能となるようにしていただきたい。

26. 住宅・建築物のアスベスト改修事業の継続について

住宅・建築物アスベスト改修事業に基づく、民間建築物に対するアスベスト含有調査及び除去等に係る補助を、令和 3 年度以降も継続すること。

27. 石綿含有仕上塗材の調査及び除去に対する助成制度の創設等について

石綿含有仕上塗材に係る建築物等の解体・改造・補修に関して、平成 29 年 5 月 30 日付環境省通知により「適切な石綿飛散防止措置を講じること」とされたが、建築物所有者においては、石綿含有調査及び除去に係る費用の負担が大きくなることから、その負担を軽減するため、石綿含有仕上塗材の調査及び除去等に対する助成制度の創設を図ること、または既存の「住宅・建築物アスベスト改修事業」の対象として追加すること。

28. ふるさと納税に係る返礼品について

ふるさと納税に係る返礼品については、「地域資源を活用し、地域の活性化を図ることがふるさと納税の重要な役割でもあることを踏まえれば、地方団体の区域内で生産されたものや提供されるサービスであるとすることが適切である」とする一方で、「資産性の高いもの（家具、宝飾品等）」や「価格が高額なもの」はふるさと納税制度の趣旨に反するような返礼品として挙げられている。

のことから、資産性の高いものについては、一般的に返礼品から除外している。

しかしながら、地場産品の中には、高額でありつつも技術の伝承や地場産業の振興にも大きく資するものがあることから、ふるさと納税の返礼品として取扱いを認めること。

さらに、平成31年4月の地方税法改正に伴うふるさと納税制度に関する規制の中で、寄附額に占める経費率5割以下と定められた。この経費率には、返礼品の送料も含めることとされているが、関東からの寄附が半数を占める現状の中で、地方と関東近県とでは送料に大きな差がある。のことから、当該送料に関しては経費率の対象から除外すること。

資料1-1

県内各市の償却資産(機械及び装置)とゴルフ場利用税交付金の現状

(単位:千円)

団体名	償却資産(機械及び装置)		※税額試算(1.4%)	ゴルフ場利用税交付金	
	平成29年度	平成30年度		平成29年度	平成30年度
長崎市	1,657,590	1,649,950		57,619	52,298
佐世保市	1,259,393	1,281,353		37,087	35,756
島原市	194,769	199,654		0	0
諫早市	2,039,842	1,943,803		37,170	36,710
大村市	779,839	672,609		19,613	19,882
平戸市	187,106	219,415		0	0
松浦市	135,658	175,349		0	0
対馬市	219,487	204,504		0	0
壱岐市	166,401	177,267		1,955	1,955
五島市	288,749	301,888		5,332	4,822
西海市	369,836	376,607		26,692	25,244
雲仙市	200,170	239,586		9,899	9,000
南島原市	136,414	133,328		6,627	6,361
県内13市の合計	7,502,013	7,575,313		201,140	192,028

※償却資産(機械及び装置)の、「税額試算」は平成29年度及び平成30年度の概要調書上の価格(課税標準額:県より)に1.4%を乗じたものである。
また、償却資産(機械及び装置)については、大臣・知事配分を合算している。

資料1-2

消費者行政の状況調査

	長崎市	佐世保市	島原市	諫早市	大村市	平戸市	松浦市	五島市	西海市	雲仙市	南島原市	壱岐市	対馬市
推計人口(H31.4.1)	413,038	246,903	43,463	134,451	96,159	29,824	21,934	36,611	26,948	41,932	43,330	25,520	29,395
世帯数	186,737	105,034	17,148	52,660	43,065	12,092	8,943	19,715	11,093	15,599	16,378	9,925	13,057
(1)令和元年度消費者センター職員数(人)	25	8	3	5	6	5	2	4	3	5	6	3	3
(2) (1)うち、消費者行政に関する業務を行っている職員数(人)	11	8	3	5	6	5	2	4	2	5	3	3	3
(3) (2)うち、消費生活相談員数(人)	5	3	2	2	4	2	1	2	2	2	2	1	1
(4) (3)うち、資格保有者数(人)※1	5	2	0	2	2	0	1	2	1	1	2	0	0
令和元年度消費者行政に関する予算額(正規職員の人工費・計量行政費は除く)(千円)	34,546	14,163	7,165	12,396	12,621	4,453	4,873	6,777	6,134	7,360	7,304	1,161	4,197
特定財源:消費者庁基金(交付金)からの充当等(千円)	2,524	572	793	618	3,955	2,000	451	2,860	2,237	2,098	2,735	804	2,355
(対予算の割合)	7.31%	4.04%	11.07%	4.99%	31.34%	44.91%	9.26%	42.20%	36.47%	28.51%	37.45%	69.25%	56.11%
うち消費者行政推進補助金により相談員の人工費に充当する額(千円)	0	0	0	158	2,500	1,677	0	2,387	1,655	2,181	690	0	1,226
(対予算の割合)	0.00%	0.00%	0.00%	1.27%	19.81%	37.66%	0.00%	35.22%	26.98%	29.63%	9.45%	0.00%	29.21%
一般財源(千円)	29,520	13,591	6,327	11,748	8,666	2,453	4,360	3,856	3,897	5,262	4,569	357	1,842
(対予算の割合)	85.45%	95.96%	88.30%	94.77%	68.66%	55.09%	89.47%	56.90%	63.53%	71.49%	62.55%	30.75%	43.89%
消費生活相談員報酬(含む共済費)(千円)【補助金+一財】	14,797	10,931	6,033	4,953	10,298	3,970	1,932	5,981	4,901	5,088	5,491	2,394	2,452
(対予算の割合)	42.83%	77.18%	84.20%	39.96%	81.59%	89.15%	39.65%	88.25%	79.90%	69.13%	75.18%	0.00%	58.42%
30年度相談件数(件)	3,363	1,773	301	971	476	208	221	211	102	245	171	78	32
29年度相談件数(件)	3,690	2,042	365	1,130	625	170	174	265	108	335	232	39	38

※1 資格とは、①消費生活相談員 ②消費生活専門相談員 ③消費生活アドバイザー ④消費生活コンサルタント を指す。

※2 壱岐市は、消費生活相談員報酬を消費者行政ではなく通常の人事予算から支出している。

資料1-3

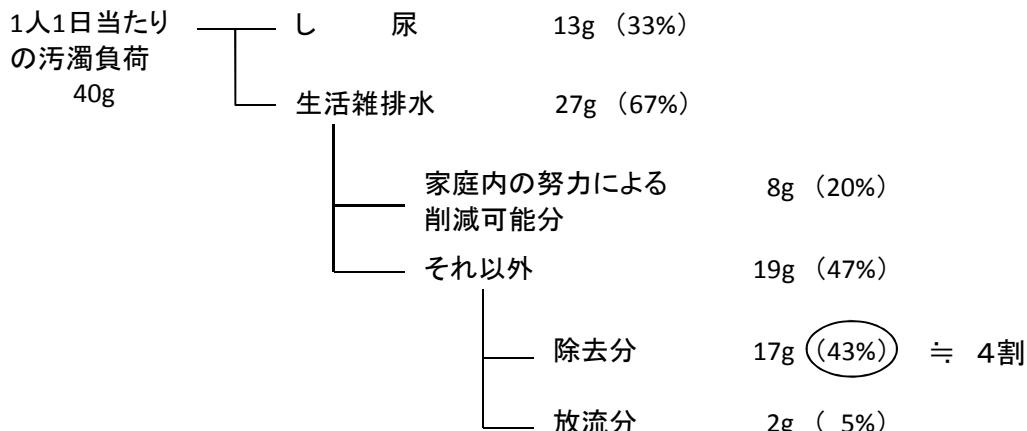
平成29年度 長崎県内(13市)における浄化槽基数等

市名	浄化槽基数(H30.3.31現在)						汚水処理 人口普及率(%) (H30.3.31現在)	
	住宅用途(基数)		住宅用途以外(基数)		合併	みなし		
	合併	みなし	合併	みなし				
長崎市	2,799	2,409	390	473	296	177	97.6	
佐世保市	12,564	8,927	3,637	1,950	972	978	75.2	
島原市	6,445	5,506	939	861	561	300	43.1	
諫早市	7,775	7,238	537	1,048	676	372	88.4	
大村市	1,102	1,071	31	166	122	44	98.9	
平戸市	3,243	2,580	663	627	374	253	31.8	
松浦市	1,013	864	149	692	539	153	53.9	
対馬市	1,823	1,615	208	410	186	224	33	
壱岐市	2,406	2,283	123	304	128	176	47.5	
五島市	7,650	5,883	1,767	970	420	550	39	
西海市	2,372	2,285	87	604	455	149	78.4	
雲仙市	2,937	2,658	279	513	342	171	64.9	
南島原市	4,738	3,965	773	215	154	61	50.3	
合計	56,867	47,284	9,583	8,833	5,225	3,608	79.6	

◎ 国庫補助基本額の考え方

生活雑排水の除去に係る分のうち、個人の努力により削減可能な分を除いた真に社会的便益に相当する分について公費負担を行うとの考え方方に立って、公費負担は人槽区分にかかわらず定率(4割)として、人槽ごとの国庫補助基準額を算定する。

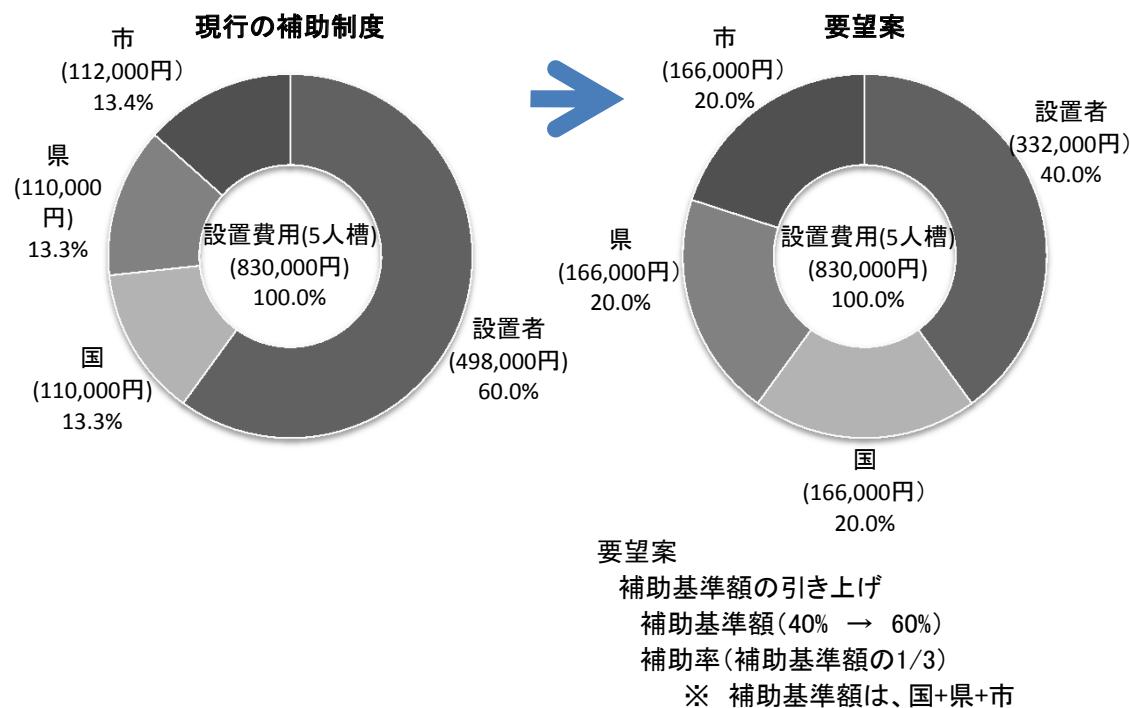
BOD換算による汚濁負荷排出割合



○浄化槽設置整備事業の補助制度概要

現行の補助制度

区分	設置費用	設置者	国	県	市	国+県+市
負担割合	100.0%	60.0%	13.3%	13.3%	13.4%	40.0%
5人槽	830,000 円	498,000 円	110,000 円	110,000 円	112,000 円	332,000 円
6～7人槽	1,035,000 円	621,000 円	138,000 円	138,000 円	138,000 円	414,000 円
8～10人槽	1,365,000 円	819,000 円	182,000 円	182,000 円	182,000 円	546,000 円



○【参考】1世帯当たりの浄化槽維持管理経費(佐世保市の場合)

(単位:円)

人槽	保守点検	清掃	法定検査		維持管理経費合計	
			1年目	2年目以降	()は下水道使用料との差	
					1年目	2年目以降
5人槽	15,000	20,000	10,000	5,000	45,000 (24,306)	40,000 (19,354)
7人槽	15,200	25,700	10,000	5,000	50,900 (30,206)	45,900 (25,254)
10人槽	15,400	37,100	10,000	5,000	62,500 (41,806)	57,500 (36,854)

※1世帯当たりの平均下水道使用料(H28年度)…年間約20,694円 水道局営業課業務係確認

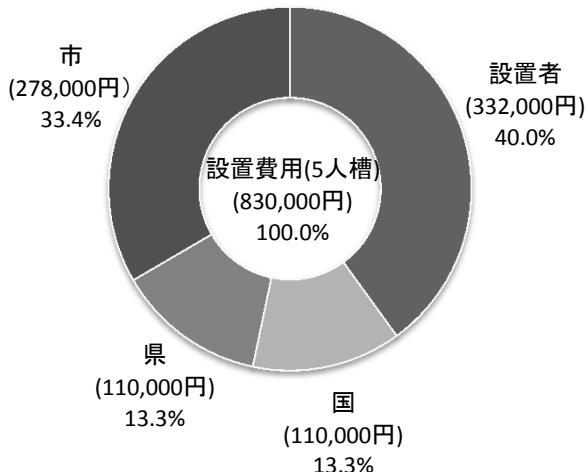
※維持管理費については、H22～H28年度の維持管理委託契約書からの平均値

※法定検査料改訂(平成28年4月1日) 5～10人槽(1年目 10,000円 2年目以降 5,000円)

【参考】佐世保市の補助制度(申請者居住住宅 改築の場合)

区分	設置費用	設置者	国	県	市	国+県+市
負担割合	100.0%	40.0%	13.3%	13.3%	33.4%	60.0%
5人槽	830,000 円	332,000 円	110,000 円	110,000 円	278,000 円	498,000 円
6～7人槽	1,035,000 円	414,000 円	138,000 円	138,000 円	345,000 円	621,000 円
8～10人槽	1,365,000 円	546,000 円	182,000 円	182,000 円	458,000 円	822,000 円

佐世保市の補助制度(改築の場合)



佐世保市浄化槽設置補助金額(国+県+市)

(単位:千円)

通常人槽区分	申請者居住住宅		申請者居住住宅以外	
	改築	新築	改築	新築
5人槽	498	374	249	187
6～7人槽	621	466	311	233
8～50人槽	822	617	411	309

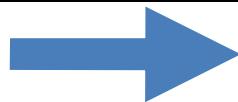
(単位:千円)

高度人槽区分	申請者居住住宅		申請者居住住宅以外	
	改築	新築	改築	新築
5人槽	610	486	305	243
6～7人槽	693	538	347	269
8～50人槽	850	645	425	323

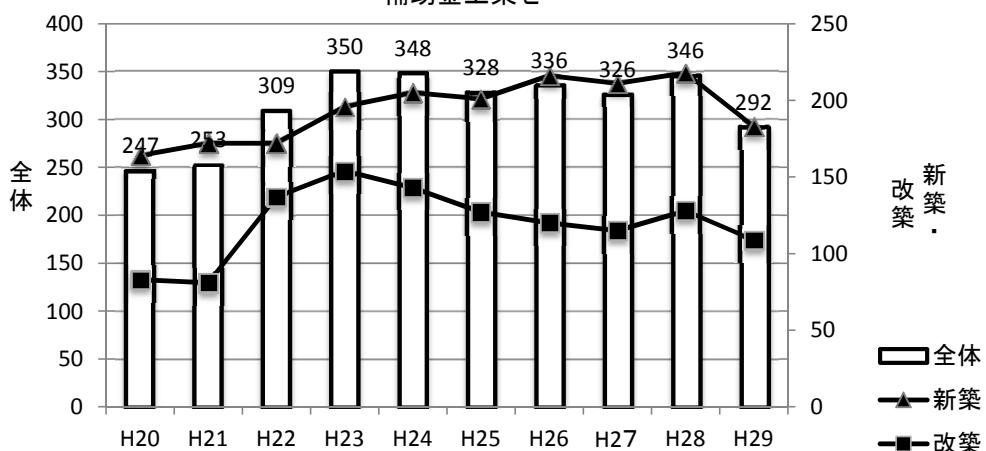
◎平成22年度から補助金を上乗せした結果

(単位:基)

結果	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
補助基數	247	253	309	350	348	328	336	326	346	292
うち改築	83	81	137	154	143	201	120	115	128	109
うち新築	164	172	172	196	205	127	216	211	218	183



補助金上乗せ



資料1-4

公共下水道事業概要(H30.3.31現在)

項目	長崎市	佐世保市	島原市	諫早市	大村市	平戸市	松浦市	対馬市	壱岐市	五島市	西海市	雲仙市	南島原市
(1) 行政区域内人口(人)(A)	424,094	252,463	45,385	137,836	95,647	31,831	23,172	31,054	26,857	31,131	28,263	44,266	46,566
(2) 下水道処理区域内人口(人)(D)	398,577	145,295	未着手	74,321	85,313	未着手	4,920	未着手	2,965	未着手	3,056	14,778	6,069
(3) 水洗便所設置済人口(人)(E)	386,393	133,229		62,297	83,171		3,323		1,735		1,949	8,964	3,728
(4) 全体計画面積(ha)(H)	7,072	3,857		2,757	2,548		433		170		154	611	284
(5) 普及率													
ア 下水道普及率 D/A×100(%)	94.0	57.6		53.9	89.2		21.2		11.0		10.8	33.4	13.0
イ 接続率 E/D×100(%)	96.9	91.7		83.8	97.5		67.5		58.5		63.8	60.7	61.4
(6) 総事業費(千円)(J)	326,211,551	119,356,172	0	82,814,268	74,940,821	0	7,694,306	0	6,374,467	0	7,654,251	21,726,145	13,294,825
同上財源													
ア 国庫補助金(千円)	107,261,234	46,786,215		23,390,097	27,034,098		3,175,275		2,817,060		3,499,325	9,195,636	5,703,748
イ 企業債(千円)	176,409,753	60,714,140		39,151,466	39,295,054		3,683,900		2,947,500		3,461,200	9,914,800	5,520,100
ウ 受益者負担金(千円)	4,204,770	3,477,810		4,116,214	2,453,526		96,584		75,548		58,025	358,943	153,940
エ その他(千円)	38,335,794	8,378,007		16,156,491	6,158,143		738,547		534,359		635,701	2,256,766	1,917,037
同上のうち用途内訳													
ア 管きょ費(千円)	192,914,527	75,322,071		53,999,797	52,921,675		5,892,488		4,014,459		5,268,158	13,955,889	6,965,814
イ ポンプ場費(千円)	20,053,513	5,760,901		4,092,612	4,426,801		0		203,423		0	921,397	1,400,837
ウ 処理場費(千円)	99,425,794	37,098,733		15,803,744	17,243,355		1,770,801		2,156,575		2,386,093	6,198,148	3,906,134
エ 流域下水道建設費負担金(千円)	0	0		4,019,713	264,656		0		0		0	0	0
オ その他(千円)	13,817,717	1,174,467		4,898,402	84,334		31,017		0		650,711	1,022,040	
(7) 補助対象事業費(千円)(K)	200,801,691	88,220,980		45,814,988	49,379,229		6,132,803		5,472,764		7,121,862	17,403,743	11,240,219
(8) 補對率K／J×100(%)	61.6	73.9		55.3	65.9		79.7		85.9		93.0	80.1	84.5
(9) 下水管布設延長(km)	2,086	655		354	505		42		41		39	175	70
(10) 終末処理場数(ヶ所)	11	4		1	1		1		2		2	2	2
(11) 計画処理能力(m³／日)(L)	185,900	101,500		27,550	50,700		6,100		2,740		3,500	11,700	5,800

※算定期間：平成29年度決算統計(平成30年3月31日)

資料1-5

海岸漂着物対策の財政支援措置に関する資料

市名	事業費(千円)			備考
	H28年度	H29年度	H30年度	
長崎市	事業なし			
佐世保市	10,735	5,669	9,837	
島原市	事業なし			1,178
諫早市	事業なし			
大村市	事業なし	205	1,097	
平戸市	8,018	5,214	6,706	
松浦市	2,018	2,058	2,015	
対馬市	308,709	284,042	285,206	
壱岐市	38,712	60,933	58,579	
五島市	59,484	59,511	85,792	
西海市	事業なし			26年度まで実施
雲仙市	3,132	2,275	3,013	
南島原市	1,432	1,791	2,218	
合計	432,240	421,698	455,641	



資料1-6

◎各市における浚渫事業の現状

市	件 数		事 業 費(千円)	
	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度
長崎市	2	4	1,278	7,027
佐世保市	13	11	9,854	7,156
島原市	1	1	1,289	1,074
諫早市	17	18	6,494	6,498
大村市	1	2	283	598
平戸市	4	4	2,169	4,025
松浦市	3	1	1,128	320
対馬市	0	15	0	4,898
壱岐市	2	0	6,242	0
五島市	1	1	1,129	810
西海市	0	0	0	0
雲仙市	14	4	12,678	623
南島原市	0	0	0	0
計	58	61	42,544	33,029

※各市実績調査結果による。

(諫早市の場合の現状)



浚渫が完了した河川



大雨時に増水した河川の状況

資料1-7

平成30年度 地方バス路線維持対策に関する自治体補助実績一覧

1. 乗合バス事業者に対する補助

No.	市	国庫補助路線に関する補助		県単補助路線に関する補助		市単独補助路線に関する補助	
		路線数	市補助額(円)	路線数	市補助額(円)	路線数	市補助額(円)
1	長崎市	4	0	0	0	10	91,060,508
2	佐世保市	2	17,587,000	1	988,000	4	18,829,000
3	島原市	0	0	4	5,693,000	31	16,683,000
4	諫早市	6	24,547,000	5	32,138,000	61	151,672,000
5	大村市	1	1,113,000	0	0	13	68,585,000
6	平戸市	1	9,161,000	1	9,635,000	13	77,102,000
7	松浦市	3	32,633,000	0	0	10	52,537,000
8	対馬市	3	0	2	3,847,659	25	83,179,157
9	壱岐市	0	0	1	1,431,000	30	69,223,000
10	五島市	4	19,379,045	3	4,475,524	25	85,524,431
11	西海市	1	1,228,000	0	0	6	51,314,000
12	雲仙市	0	0	4	4,967,000	17	12,636,000
13	南島原市	0	0	4	7,181,000	31	47,664,000
合計		105,648,045		70,356,183		826,009,096	

※路線数の合計については、市間をまたがる路線が複数あるため、記載なし

2. 地域内フィーダー系統確保維持事業

No.	市	車両数	市補助額(円)
1	長崎市	12	1,299,373
2	佐世保市	2	3,503,951
3	島原市	1	4,229,000
4	諫早市	0	0
5	大村市	0	0
6	平戸市	0	0
7	松浦市	7	25,095,047
8	対馬市	77	3,936,039
9	壱岐市	0	0
10	五島市	2	5,403,867
11	西海市	0	0
12	雲仙市	0	0
13	南島原市	0	0
合計		101	43,467,277

資料1-8

県内の水道管路の状況

	上水道管路延長(m)	簡易水道管路延長(m)	合計(m)
長崎市	2,308,665	192,218	2,500,883
佐世保市	1,505,643	397,130	1,902,773
島原市	333,871	13,644	347,515
諫早市	987,132	41,165	1,028,297
大村市	641,166	-	641,166
平戸市	666,570	-	666,570
松浦市	158,686	312,872	471,558
対馬市	607,324	-	607,324
壱岐市	887,135	-	887,135
五島市	527,157	85,175	612,332
西海市	652,378	33,026	685,404
雲仙市	542,474	-	542,474
南島原市	96,666	638,766	735,432
合 計	9,914,867	1,713,996	11,628,863

※平成30年3月末現在 長崎県水道事業概要より

管路は導水管、送水管、配水管の計

資料1-9

急傾斜地崩壊対策事業 市別箇所数一覧表

急傾斜地崩壊危険 区域指定箇所数 (平成30年5月調査)	平成29年度事 業実施箇所数	県営・県費補助	急傾斜地崩壊危険 区域指定箇所数 (令和元年5月現在)	平成30年度事 業実施箇所数		県営・県費補助
				15	287	
1 長崎市	285	24	県営・県費補助	9	21	14
2 佐世保市	196	39	県営・県費補助	18	202	10
3 島原市	0	0	県営・県費補助	0	0	22
4 諫早市	133	7	県営・県費補助	0	0	14
5 大村市	18	2	県営・県費補助	3	135	0
6 平戸市	58	2	県営・県費補助	4	8	1
7 松浦市	27	0	県営・県費補助	1	20	2
8 対馬市	85	1	県営・県費補助	1	2	6
9 廿岐市	65	5	県営・県費補助	0	58	1
10 五島市	31	3	県営・県費補助	0	27	0
11 西海市	92	5	県営・県費補助	0	0	0
12 雲仙市	40	2	県営・県費補助	1	0	51
13 南島原市	13	0	県営・県費補助	0	13	0
合計	1,043	90	県営・県費補助	51	1,057	39

資料1-10

2016.2.16現在

国内のジェットフォイル

	KJ01 929-117 "レインボージェット3号" 建造: 1991年6月 運航: 鹿児島汽船		KJ02 929-117 "つばさ" 建造: 1989年6月 運航: 東海汽船		KJ03 929-117 "ビートル三世" 建造: 1989年9月 運航: JR九州高速船
	KJ04 929-117 "べがさす" 建造: 1990年3月 運航: 九州商船		KJ05 929-117 "ビートル" 建造: 1990年4月 運航: JR九州高速船		KJ06 929-117 "ロケット3号" 建造: 1990年7月 運航: コスモライン
	KJ07 929-117 "べがさす2号" 建造: 1990年10月 運航: 九州商船		KJ08 929-117 "ビートル二世" 建造: 1991年2月 運航: JR九州高速船		KJ09 929-117 "ヴィーナス" 建造: 1991年3月 運航: 九州郵船
	KJ10 929-117 "すいせい" 建造: 1991年4月 運航: 佐渡汽船		KJ11 929-117 "レインボーポルレーシヨン" 建造: 1991年6月 保有: 鹿児島汽船・運航: 鹿児島汽船		KJ12 929-117 "トッピー2号" 建造: 1992年4月 運航: いわさきコーポレーション
	KJ13 929-117 "トッピー3号" 建造: 1995年3月 運航: 東海汽船		KJ14 929-117 "S.I.大漁" 建造: 1994年6月 運航: コスモライン		KJ15 929-117 "ロケット2号" 建造: 1994年6月 運航: コスモライン
	BJ11 929-115 "トッピー7号" 建造: 1978年6月 運航: いわさきコーポレーション		BJ12 929-115 "S.I.虹" 建造: 1981年4月 川崎重工神戸工場にて上架中		BJ13 929-115 "S.I.夢" 建造: 1981年4月 運航: 佐渡汽船
	BJ14 929-115 "ヴィーナス2号" 建造: 1985年4月 運航: 九州郵船				

ジェットフォイルの就航状況

(平成 28 年 3 月現在)

川崎重工業建造ジェットフォイル

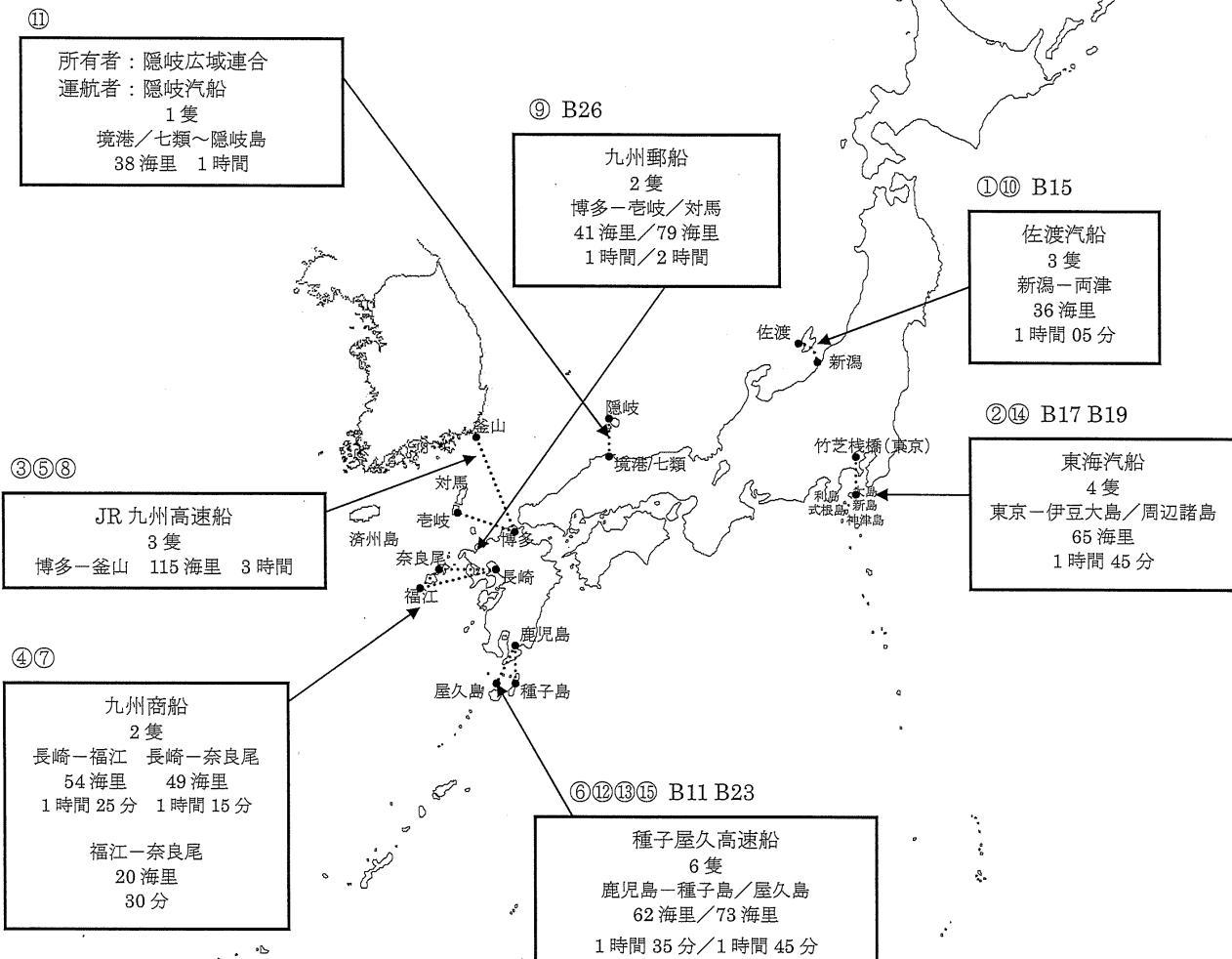
NO.(KJ)	オペレーター	船名	建造年月	船齢
①	佐渡汽船	つばさ	平成元年 3 月	27
②	東海汽船	セブンアイランド友	平成元年 6 月	26
③	JR 九州高速船	ビートル三世	平成元年 9 月	26
④	九州商船	べがさす	平成 2 年 3 月	26
⑤	JR 九州高速船	ビートル	平成 2 年 4 月	25
⑥	種子屋久高速船	ロケット 3	平成 2 年 7 月	25
⑦	九州商船	べがさす 2	平成 2 年 10 月	25
⑧	JR 九州高速船	ビートルニ世	平成 3 年 2 月	25
⑨	九州郵船	ヴィーナス	平成 3 年 3 月	25
⑩	佐渡汽船	すいせい	平成 3 年 4 月	24
⑪	隠岐汽船	レインボージェット	平成 3 年 6 月	24
⑫	種子屋久高速船	トッピー 2	平成 4 年 4 月	23
⑬	種子屋久高速船	トッピー 3	平成 7 年 3 月	21
⑭	東海汽船	セブンアイランド大漁	平成 6 年 6 月	21
⑮	種子屋久高速船	ロケット	平成 6 年 6 月	21

ボーイング社建造ジェットフォイル

NO.(B)	オペレーター	船名	建造年月	船齢
11	種子屋久高速船	トッピー 7	昭和 53 年 6 月	37
15	佐渡汽船	ぎんが	昭和 54 年 11 月	36
17	東海汽船	セブンアイランド愛	昭和 55 年 8 月	35
19	東海汽船	セブンアイランド虹	昭和 56 年 2 月	35
20	川重ジェイ・ピイ・エス	セブンアイランド夢	昭和 56 年 4 月	34
23	種子屋久高速船	ロケット 2	昭和 59 年 6 月	31
26	九州郵船	ヴィーナス 2	昭和 60 年 4 月	30

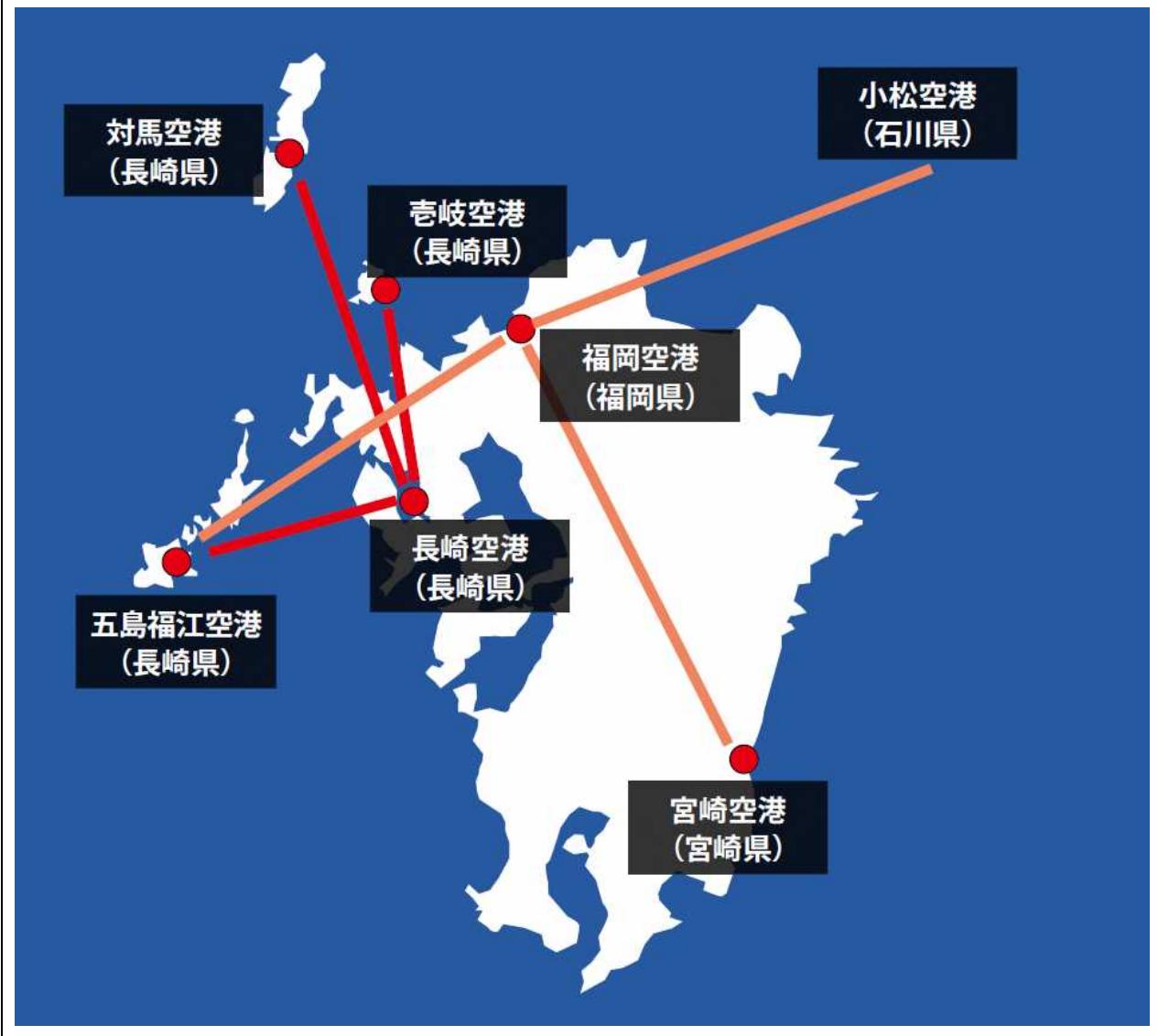
◎ 船主名上の丸番号は川崎重工業建造ジェットフォイル番号を、
B××はボーイング社ジェットフォイル番号を示す。

- 【注】・種子屋久高速船はいわさきコーポレーションのトッピー 3 隻及び
コスモラインのロケット 3 隻を備船して運航
- ・東海汽船保有セブンアイランド夢 (B20) は 2015 年 4 月～川重ジェイ・ピイ・エス保有
神戸工場にて上架



* 上記以外に
 FEH 社 (香港) が 13 隻、未来高速 (韓国) が 2 隻、
 HIJET FERRY 社 (韓国) が 1 隻 のボーイング製
 ジェットフォイルを保有。

オリエンタルエアブリッジ運行航空路線図

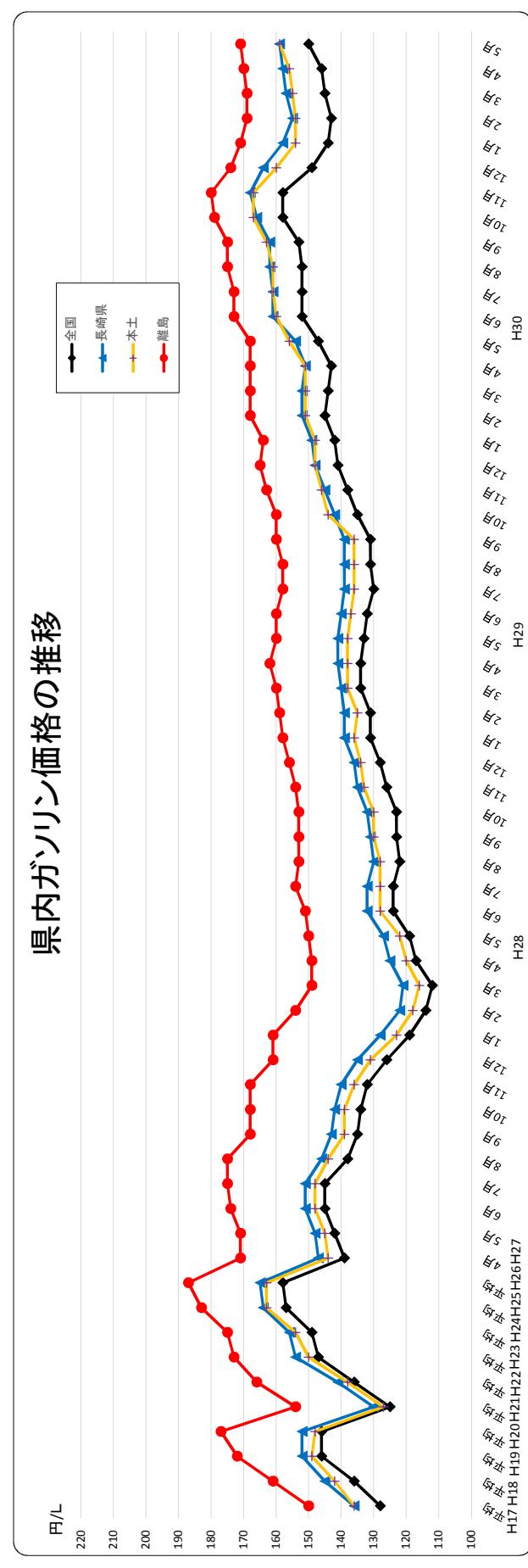
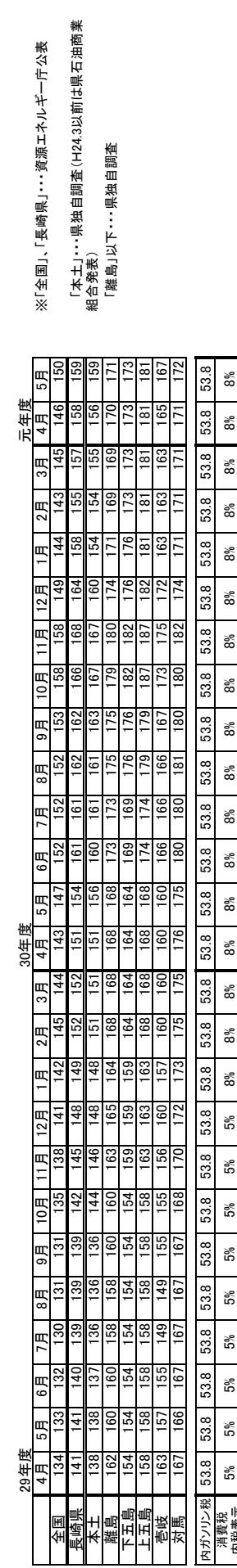
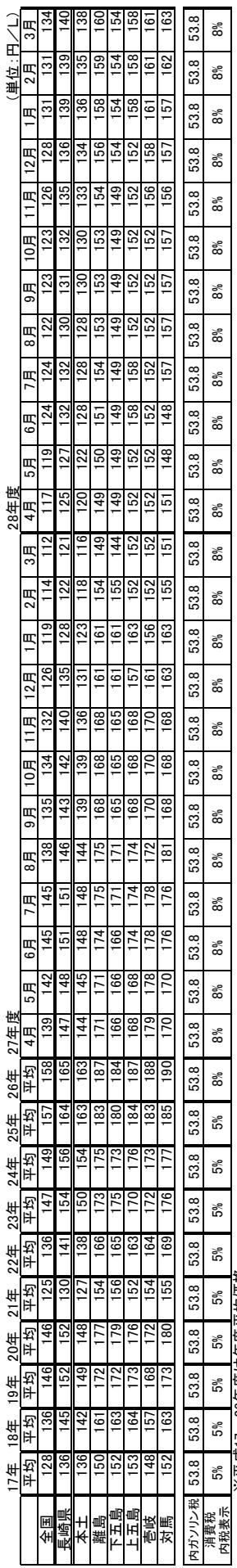


航空路線の機体整備による欠航の状況

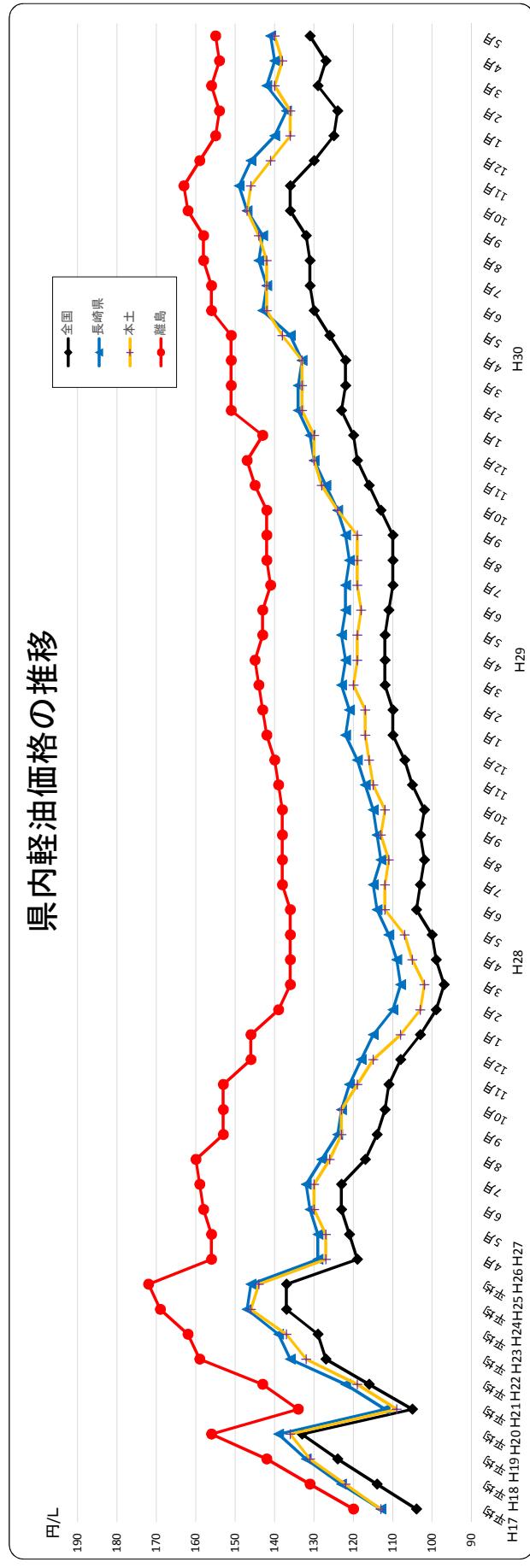
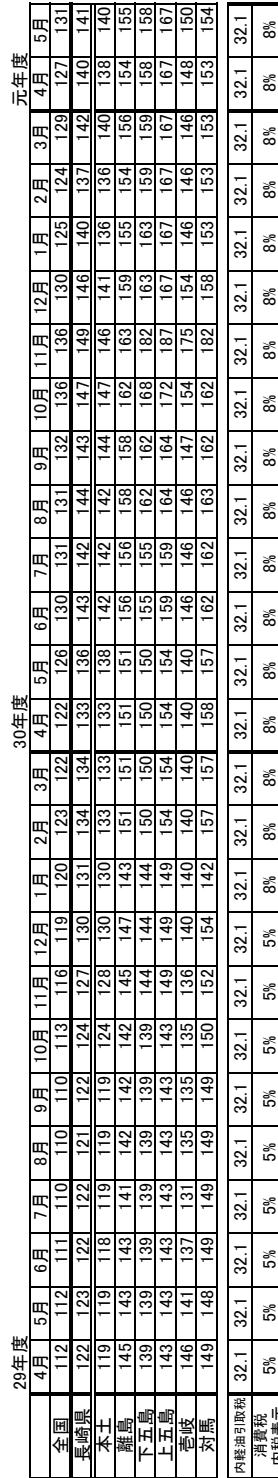
年度	対馬－長崎	壱岐－長崎	五島－長崎	五島－福岡	福岡－宮崎	福岡 - 小松	計
H27	5	2	1	5	—	—	13
H28	4	1	8	5	—	—	18
H29	11	7	12	2	2	—	34
H30	18	6	6	5	6	2	43

資料1-12

レギュラーガソリンの店頭小売価格の推移



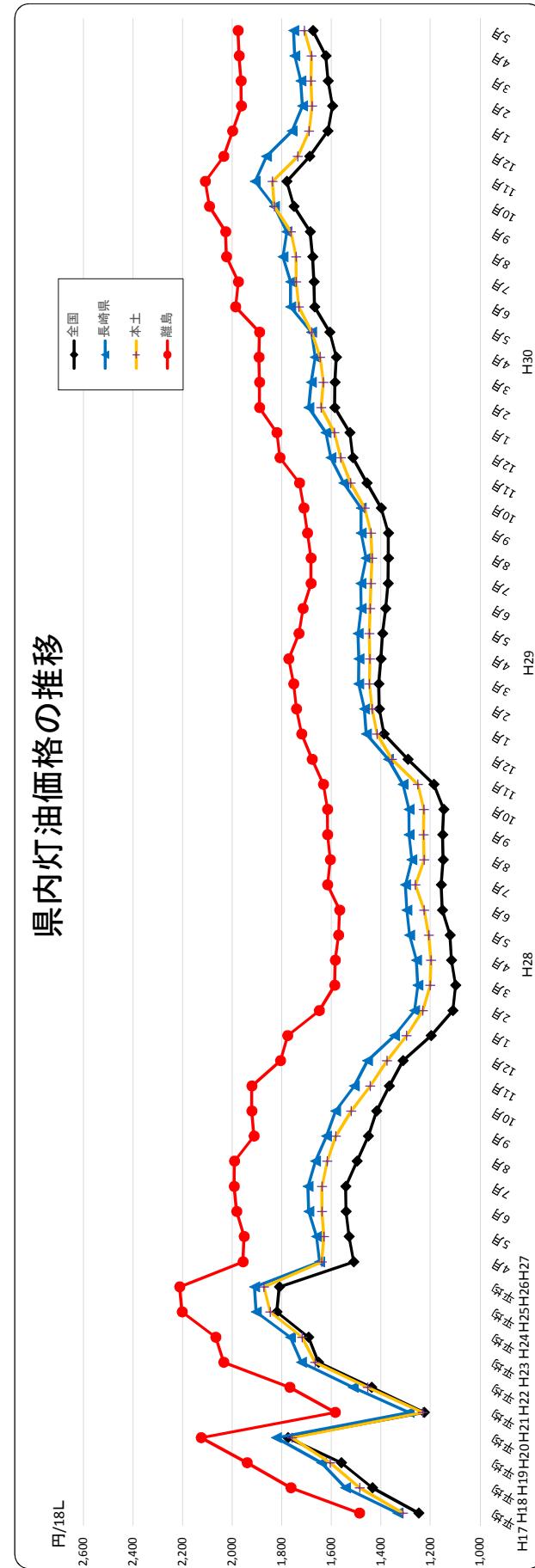
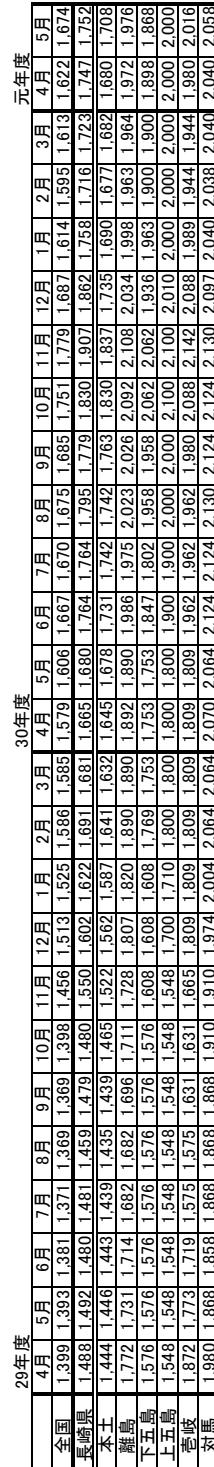
軽油の店頭小売価格の推移



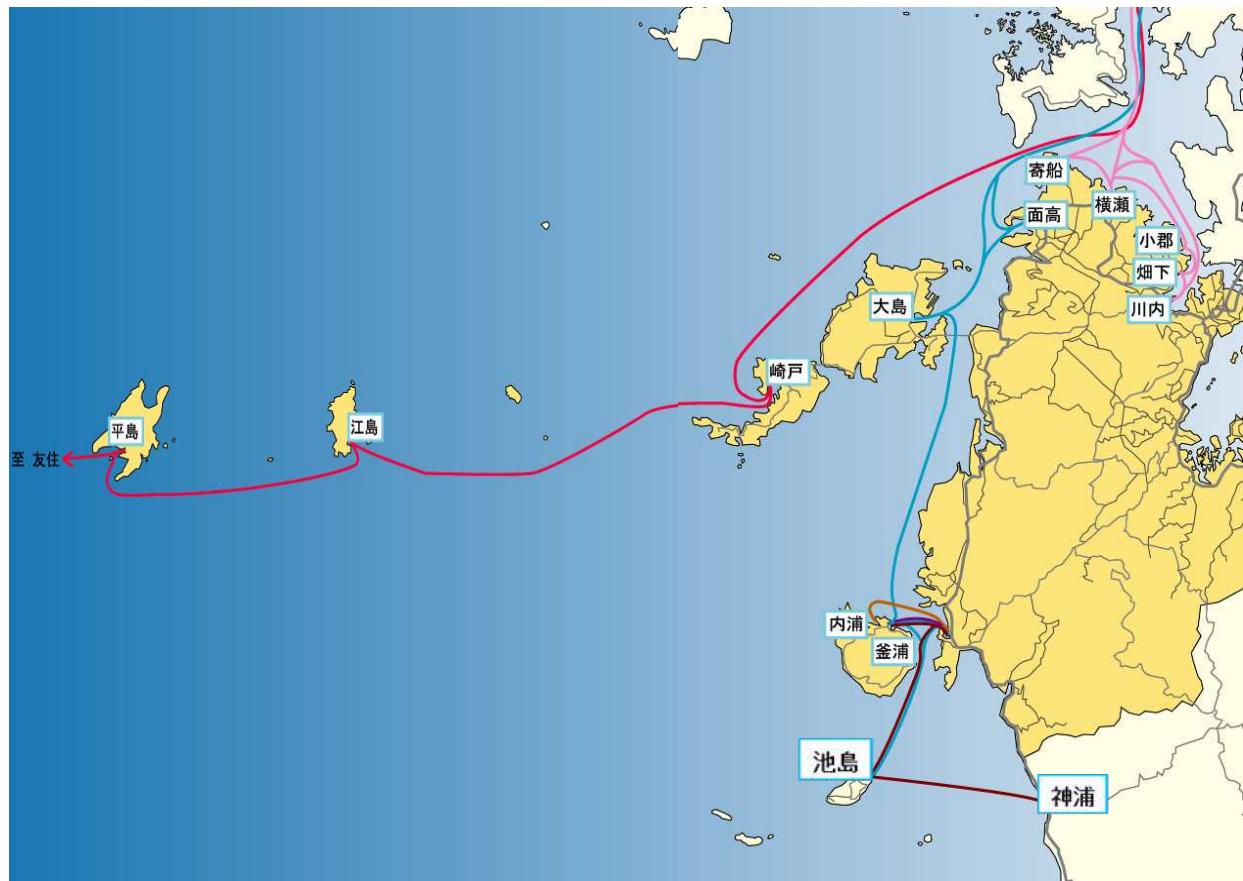
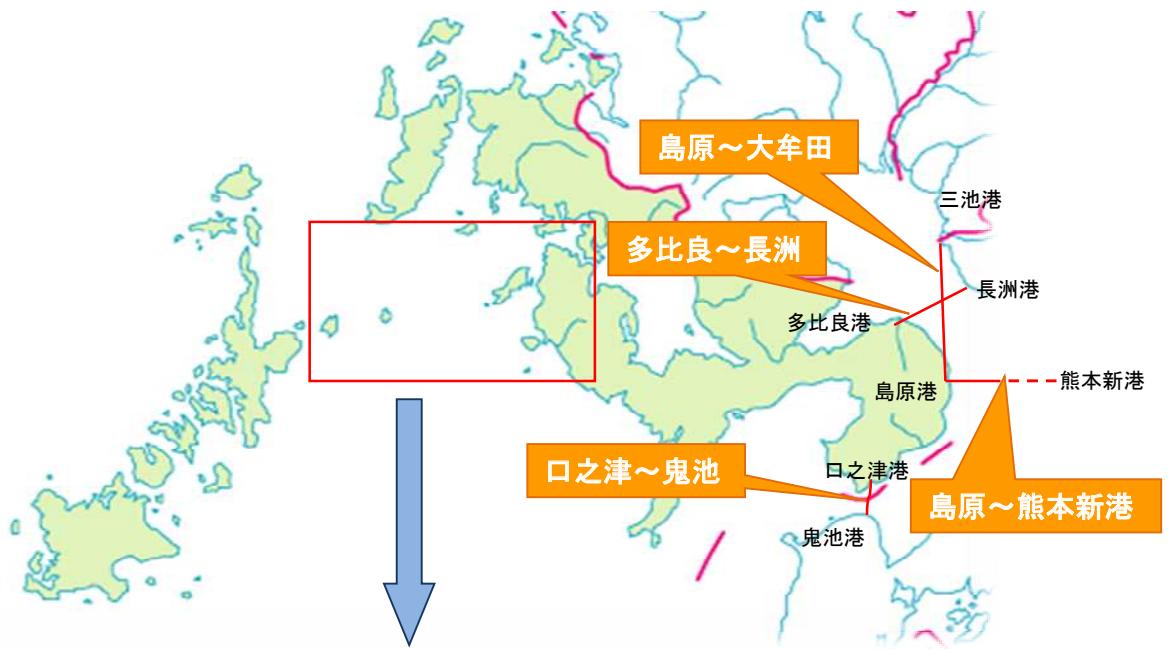
移格小売価額の推進

(単位：円／18L)													
17年		18年		19年		20年		21年		22年		23年	
17年度		18年度		19年度		20年度		21年度		22年度		23年度	
平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均
全国	1,247	1,434	1,500	1,775	1,525	1,437	1,652	1,692	1,819	1,809	1,560	1,528	1,541
長崎県	1,322	1,543	1,640	1,822	1,286	1,512	1,721	1,765	1,903	1,910	1,664	1,691	1,694
本土	1,311	1,485	1,604	1,758	1,231	1,453	1,665	1,717	1,840	1,872	1,638	1,630	1,637
離島	1,486	1,763	1,939	2,125	1,584	1,767	2,034	2,066	2,212	1,956	1,982	1,992	1,991
下五島	1,466	1,733	1,913	2,103	1,433	1,639	1,910	1,990	2,108	2,162	1,847	1,847	1,847
上五島	1,633	1,870	1,936	2,129	1,693	1,742	2,029	2,133	2,135	2,130	1,800	1,890	1,890
宮城	1,406	1,660	1,840	2,090	1,584	1,765	2,029	2,042	2,221	2,238	2,079	2,061	2,014
宮城	1,603	1,882	2,050	2,170	1,641	1,861	2,091	2,177	2,267	2,254	1,999	2,051	2,051

※平成17～26年度1年平均価格



半島航路の維持・確保について



明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業

【構成資産一覧表】

	構成資産名	所在地
1	萩反射炉	山口県萩市
2	恵美須ヶ鼻造船所跡	"
3	大板山たたら製鉄遺跡	"
4	萩城下町	"
5	松下村塾	"
6	旧集成館	鹿児島県鹿児島市
7	寺山炭窯跡	"
8	関吉の疎水溝	"
9	垂山反射炉	静岡県伊豆の国市
10	橋野鉄鉱山・高炉跡	岩手県釜石市
11	三重津海軍所跡	佐賀県佐賀市
12	小菅修船場跡	長崎県長崎市
13	三菱長崎造船所第三船渠	"
14	三菱長崎造船所ジャイアント・カンチレバークレーン	"
15	三菱長崎造船所旧木型場	"
16	三菱長崎造船所占勝閣	"
17	高島炭坑	"
18	端島炭坑	"
19	旧グラバー住宅	"
20	三池炭鉱・三池港	福岡県大牟田市 熊本県荒尾市
21	三角西(旧)港	熊本県宇城市
22	官営八幡製鐵所	福岡県北九州市
23	遠賀川水源地ポンプ室	福岡県中間市

長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産

【構成資産一覧表】

	構成資産名	所在地
1	原城跡	長崎県南島原市
2	平戸の聖地と集落（春日集落と安満岳）	長崎県平戸市
3	平戸の聖地と集落（中江ノ島）	長崎県平戸市
4	天草の崎津集落	熊本県天草市
5	外海の出津集落	長崎県長崎市
6	外海の大野集落	長崎県長崎市
7	黒島の集落	長崎県佐世保市
8	野崎島の集落跡	長崎県北松浦郡小值賀町
9	頭ヶ島の集落	長崎県南松浦郡新上五島町
10	久賀島の集落	長崎県五島市
11	奈留島の江上集落 (江上天主堂とその周辺)	長崎県五島市
12	大浦天主堂	長崎県長崎市

資料1-15

長崎県内過疎法適用市の財政状況

(単位:千円)
H29決算

団体名	過疎種類	過疎地域 人口(人) (H27国調)	歳入総額		
				うち地方債	うち過疎債
長崎市	一部過疎	10,272	207,768,967	19,555,840	692,500
佐世保市	一部過疎	27,181	124,024,694	9,150,200	636,600
島原市	法適過疎	45,436	21,652,597	1,534,346	616,100
平戸市	法適過疎	31,920	27,338,569	3,275,400	861,600
松浦市	法適過疎	23,309	21,354,085	2,007,800	348,000
対馬市	法適過疎	31,457	32,895,394	3,555,100	1,537,900
壱岐市	法適過疎	27,103	25,252,981	2,909,200	682,500
五島市	法適過疎	37,327	31,729,023	3,540,200	917,400
西海市	法適過疎	28,691	24,931,083	2,417,700	602,000
雲仙市	法適過疎 (みなし過疎)	44,115	30,426,867	2,508,300	507,800
南島原市	法適過疎	46,535	35,768,818	4,613,700	535,200
長崎県 都市計		353,346	583,143,078	55,067,786	7,937,600

(第2) 国民健康保険制度及び高齢者医療制度に関する提言について

国民健康保険制度及び高齢者医療制度の健全かつ円滑な運営を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう強く要請する。

1. 医療保険制度改革について

(1) 国民健康保険制度について

現在の国民健康保険の構造的課題に対応し、国民健康保険制度の将来的な安定化を図るため、都道府県と市町村の役割をはじめとする国民健康保険の運営について、引き続き市町村の意見を十分聞きながら、具体的な調整を行うこと。また、以前、国において、医療費適正化インセンティブ機能を強化する方向性が示され、既往の普通調整交付金の役割や配分方法を見直す検討がされていたが、今後もこれを見直すことなく必要な財政支援を行ったうえで、国民健康保険制度の財政基盤の強化を図ること。

あわせて、今後も引き続き国民健康保険制度のあり方について、地方との協議により見直しを行い、将来的には、すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化に向け、抜本改革を実施すること。

(2) 高齢者医療制度について

高齢者医療制度の見直しにあたっては、国民健康保険の負担とならないよう十分検討すると同時に、細部にわたる制度設計の検証及び周知広報、国民の同意を得るために期間や手法などについて、事前に市町村及び関係団体との協議を行うなど、くれぐれも拙速な制度移行とならないよう十分に配慮すること。

(3) 低所得者対策について

低所得者対策として保険料(税)の政令減額制度を抜本的に見直し、低所得者を多く抱える保険者への支援を強化すること。また、平成22年度から施行された非自発的失業者に係る保険料(税)の軽減及び減免措置については、県や市に負担を負わせるものであるため、全額、国において財政措置を講じるよう早期に見直しを行うこと。

2. 当面の措置及び制度運営について

(1) 新たな財政措置について

将来にわたり国保の安定的かつ持続的運営ができるよう、国庫負担割合の引上げなど財政基盤の拡充・強化を図り、国の責任と負担において、必要な財政措置を講じること。

また、制度改革に当たっては、電算システムの改修経費等について必要な財政措置を講じるとともに、政省令等について早期に情報提供すること。

(2) 減額措置の廃止について

未就学児に係る医療費助成については、平成30年度から国保の減額調整が廃止されることとなったが、小学生等を対象とした医療費助成や障害者医療等の各種医療費助成制度等市町村単独事業(現物給付化)の実施に伴う療養給付費等負担金及び普通調整交付金の減額措置についても廃止すること。

(資料2-1 参照)

(3) 国民健康保険税(料)における賦課・徴収制度について

現行の国民健康保険制度にあっては、保険税(料)は被保険者の住民基本台帳に記載された世帯主に賦課されることから、世帯主以外の被保険者に高額収入がある場合、世帯主の租税負担能力以上の賦課や高額滞納案件に繋がるケースが見受けられる。

税負担の公平性の観点から、収入・財産がある世帯主以外の被保険者からの賦課・徴収ができるような制度改革を行うこと。

3. 特定健康診査・特定保健指導に係る助成額の見直しについて

特定健康診査・特定保健指導の実施に係る費用については、実態に応じた助成額に見直すよう事務費を含め適切な助成措置を講じること。

資料2-1

減額措置の状況

※ 福祉医療費助成制度(未就学児に係る助成分を除く)の現物給付における減額状況

対象	(30年3月末)人	平成29年度に減額された金額 円			
		対象者数	療養給付費等負担金	国財政調整交付金	計
長崎市	小学生	2,323	4,357,445	2,760,708	7,118,153
	ひとり親等	2,209	10,980,688	6,977,663	17,958,351
	重度心身障	2,995	100,093,450	61,157,958	161,251,408
平戸市	小・中学生	498	352,795	126,000	478,795
対馬市	小・中学生	567	753,405	440,000	1,193,405

(第3) 地域医療保健の充実強化に関する提言について

地域医療保健の充実強化を図るため、次の事項について措置を講じるよう強く要請する。

1. 地域医療における医師確保対策等について

(1) 医師確保対策等について

全国的に医師や、看護師・助産師等の医療従事者が不足し、地域間や診療科目間で偏在している実態を踏まえ、医学部入学者の定員増や各種養成機関の充実、労働環境の改善を図るための支援策及び財政措置を講じること。

本県の離島、へき地や半島などでは、大変厳しい医師不足が生じている。特に離島や過疎地域などにおいては、医療体制についての不安が増しており、島内のみで、住民にとって必要な医療を提供することは、既に限界にきていると言っても過言ではない。その結果、島外の病院への入・通院を余儀なくされ、高齢化した住民の不安と経済的負担が大きくなっている。

安心で安定的な医療サービスを提供するためには、離島等への医師や看護師等の勤務の誘導策などが早急に必要であり、これらの対策を含め早急に医師や看護師等の不足、配置偏在を是正するための実効ある施策及び十分な財政措置を早急に講じること。

また、平成30年度からスタートした新専門医制度については、研修先となる病院の要件が厳しいことなどから、大学病院や都市部の大病院へ研修医が集中することとなり、医師偏在を助長することがないよう取組みを行うこと。

(資料3-1 参照)

(2) 自治体病院・診療所への支援について

自治体病院・診療所は、地域における基幹的な公的医療機関として、地域に応じた医療はもとより救急や、民間医療機関による提供が困難な不採算部門の医療を提供していることから経営状況が悪化している。

自治体病院・診療所が安定的に質の高い医療を提供することができるよう、地域の実情に応じた医療の確保や経営基盤の安定化を図るために、十分な財政措置等を講じること。

また、特に、自治体病院が有床診療所化した場合においても、運営が成り立つように診療報酬や医師確保等の対策を講じるとともに地方交付税所要額を確保すること。

（3）救急医療対策への地方交付税所要額等の確保について

自治体病院は救急医療を担っているが、財政的負担が大きいため、自治体病院事業に対する地方交付税所要額を確保すること。

また、病院群輪番制病院は、夜間・休日等の二次救急医療体制を担っており、その医療提供体制整備等のために交付される「医療提供体制推進事業費補助金」について、所要額を確保すること。

さらに、病床の機能分化・連携の促進や在宅医療・介護サービスの充実などを行うための事業は、今後一層必要性が高まることから、「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」に基づき、県が実施する基金事業の財源となる医療介護提供体制改革推進交付金及び地域医療対策支援臨時特例交付金についても、その所要額を確保すること。

2. フッ化物洗口に対する新たな制度創設について

現在、国庫補助事業として、都道府県や保健所設置市、特別区を対象に、むし歯予防のためのフッ化物洗口、歯周病予防のための口腔清掃指導、歯科健診や歯科保健指導等に活用できる「歯科疾患予防・食育推進等口腔機能維持向上事業」があるが、子どもの虫歯予防に有用な集団フッ化物洗口（うがい）について、国がすべての市町村を対象に直接補助する国庫補助制度を創設すること。

資料3-1

従業地別医師数・主たる診療科

医療圏区分	人口(H30.12.1)	医師数(実数)	人口10万対率	施設うち 医師從事療 数			診療科目内訳		
				内科	小児科	外科	産婦人科	その他	
長崎医療圏	514,999	2,177	422.7	2,052	363	94	129	66	1,400
佐世保県北医療圏	315,547	752	238.3	738	152	36	57	27	466
県央医療圏	265,978	836	314.3	817	160	64	58	27	508
県南医療圏	130,138	253	194.4	243	61	7	27	9	139
五島医療圏	35,348	73	206.5	71	27	3	10	3	28
上五島医療圏	20,771	31	149.2	29	16	1	5	0	7
壱岐医療圏	25,816	45	174.3	43	17	3	2	1	20
対馬医療圏	29,892	51	170.6	49	24	3	5	3	14
長崎県計	1,338,489	4,218	315.1	4,042	820	211	293	136	2,582
全 国		319,480	252.7						

*厚生労働省医療統計(H28.12.31)より抜粋

*医師数(実数)には、その他の職業に従事する者及び無職の者も含む

(第4) 福祉施策の充実強化に関する提言について

福祉施策の充実強化を図るため、次の事項について措置を講じるよう強く要請する。

1. 保健福祉施策等の充実強化について

(1) 子ども福祉医療費制度の創設について

各都道府県の要綱等に基づき実施している子ども福祉医療費制度は、自治体間で対象年齢や助成額にばらつきがある。この制度は少子化対策として、子どもを安心して生み育てられる社会づくりのために不可欠な制度として定着していることから、住んでいる自治体によって制度格差が生じないようにし、また、すべての子どもたちが全国一律に安心して医療を受けられるよう、国の制度として創設すること。

(2) 幼稚園・保育所・認定こども園の所管省庁の一本化について

子ども・子育て支援新制度は、内閣府が中心的役割を担い、各省庁と連携を図りながら推進することとされているが、幼保一元化等の子育て支援施策を効率的かつ速やかに進めるために、幼稚園・保育所・認定こども園に係る所管省庁を一本化すること。

(3) 国民年金被保険者の相談等に対応するための体制整備について

国の責任において相談拠点を新設するとともに年金相談等の業務を行う市町村に必要な情報を提供する体制を継続・充実するなど、国の責務としての執行体制を十分に整備すること。

また、市町村が行う年金業務に変更がある場合は、国は市町村に対し事前に十分な情報提供・協議を緊密に行うこと。

(4) 生活保護制度の費用負担について

生活保護に係る費用負担については、憲法に基づき、国が保障する事項であることから、全額国庫負担とすべきであること。

なお、それまでの間、受給世帯増加による負担増に対し、国庫負担率の引き上げを行うなどの財政措置を講ずること。

2. 障害者福祉施策の充実強化について

(1) 自立支援給付の適切な実施について

訪問系サービスにおいて、重度障害者への支援の度合が高いなどの要因によりサービス支給額が国庫負担基準を超過した市町村については、事業費の超過負担が発生している。国庫負担基準については順次引き上げが行われているものの、市町村によっては事業費の負担超過の状態が続いていることから、国庫負担基準を見直すなど、早急に然るべき措置を講じること。

また、個別給付である移動支援、日中一時支援、訪問入浴サービス及びスマ装具給付については、利用者数が多く全国一律に保障すべき事業であるため、現行の地域生活支援事業ではなく自立支援給付として実施すること。

(2) 地域生活支援事業に係る財政支援の強化について

地域生活支援事業については、その実施を担保するため、所要額に対する補助率（国1／2）の確保とその配分を前提とした国庫補助の見直しを行うとともに、市町村それぞれの実情に応じた必要な取り組みが充分に実施できるよう、財政支援を強化すること。

（資料4-1 参照）

3. 放課後児童クラブに係る財政支援の充実について

子ども・子育て支援事業における放課後児童クラブの量の確保及び質の向上の推進を図るため、次の事項について、早急に措置を講じるよう強く要請する。

- (1) 放課後児童クラブを利用する父母がいない児童、母子家庭児童、父子家庭児童などの経済的負担を軽減するため利用料の減免を行った場合に、その減免した額に対する補助制度を創設すること。
- (2) 小規模な放課後児童クラブへの支援の拡充を行うこと。
- (3) 借家で運営している既存クラブへの賃借料の助成について、補助制度の対象とすること。

4. 在宅福祉事業費補助金における補助対象老人クラブの会員数の基準緩和について

老人クラブ数は、後継者不足等による解散により年々減少しており、会員数が国の基準である30人を下回るクラブも出ている。また、新規設立にあたり、30人以上の基準を満たすことが難しく、立ち上げに至らないケースがある。

老人クラブは、地域の清掃活動や見守り活動等を通して、地域社会の重要な役割を担っている。老人クラブ数の減少により、地域活動の衰退につながることが懸念される。

については、在宅福祉事業費補助金における補助対象となる老人クラブの会員数の基準（おおむね30人以上）を、老人クラブの会員数が高齢化により減少している現状を勘案して、おおむね15人以上に緩和すること。

5. 民生委員・児童委員の担い手の確保について

近年の地域社会においては、急速な高齢化や単身世帯の増加、地域コミュニティの希薄化が進み、孤立死や児童虐待、引きこもりなどの問題が増加している。

このような中、生活困窮者自立支援制度をはじめ、高齢者等をターゲットとした悪質商法の被害防止への対応、避難行動要支援者への支援など、新たに担うべき役割は増加している。

一方で、委員自身の高齢化や活動の負担増、制度の重要性が十分に周知されていないことなどから、民生委員・児童委員の担い手は全国的にも確保が難しい状況にある。

これらのことから、民生委員・児童委員の担い手を確保するため、次の事項について早急に措置を講じるよう強く要請する。

(1) 民生委員・児童委員に対する支援の強化

平成28年度から民生委員活動費1人あたりの交付税措置が59,000円に増額されたところであるが、各自治体においては、活動の実態を踏まえ、単独で財政支援を行っている。

民生委員・児童委員が担う活動等への期待がますます高まる中、活動の対象や範囲も増加している状況にあり、担い手の確保が困難になっていることから、今後、民生委員・児童委員の負担を考慮し、現状に見合った活動費の抜本的な見直しを行うなど、必要な対策を講じること。

(2) 民生委員・児童委員活動の周知

民生委員・児童委員制度の理解を深めるため広報やテレビ番組等で、民生委員・児童委員の活動を更に国民・住民へ周知すること。

また、企業等に対して、労働者の委員就任など、積極的に協力できる環境づくりに配慮するため、民生委員・児童委員制度への理解と働きかけを講じること。

(3) 活動しやすい環境づくり

民生委員の関わり方として、法律や通知には「連携や協力」と規定されているが、具体的な内容が記されていないため、現場の解釈により民生委員が活動されている場合もあり、活動の基準を国において定めること。

また、民生委員が個人情報を取扱う際の取扱基準を制定し、手順や指針を示すこと。

(資料 4-2 参照)

資料4-1

平成30年度 障害者自立支援給付事業費(実績)

市名	事業費 (円)	事業費負担内訳					負担超過額	
		国費 (円)	負担割合 (%)	県費 (円)	負担割合 (%)	市費 (円)		
長崎市	8,507,071,606	4,253,535,802	50.0	2,126,767,900	25.0	2,126,767,904	25.0	2
佐世保市	6,060,999,346	3,030,499,673	50.0	1,515,249,835	25.0	1,515,249,838	25.0	1
島原市	1,345,777,852	672,888,925	50.0	336,444,461	25.0	336,444,466	25.0	3
諫早市	3,439,518,399	1,719,759,199	50.0	859,879,599	25.0	859,879,600	25.0	0
大村市	2,351,457,730	1,175,728,864	50.0	587,564,431	25.0	587,864,435	25.0	2
平戸市	1,102,134,914	551,067,456	50.0	275,533,726	25.0	275,533,732	25.0	3
松浦市	794,313,483	397,156,741	50.0	198,578,370	25.0	198,578,372	25.0	1
対馬市	785,992,305	378,157,175	48.1	189,078,587	24.1	218,756,543	27.8	22,258,467
壱岐市	763,152,738	381,576,368	50.0	190,788,183	25.0	190,788,187	25.0	2
五島市	1,218,151,845	609,075,922	50.0	304,537,961	25.0	304,537,962	25.0	1
西海市	776,124,550	388,062,275	50.0	194,031,137	25.0	194,031,138	25.0	0
雲仙市	1,646,002,468	823,001,233	50.0	411,500,615	25.0	411,500,620	25.0	3
南島原市	1,235,842,088	613,845,936	49.7	306,922,968	24.8	315,073,184	25.5	6,112,662
合計	30,026,539,324	14,994,355,569	49.9	7,496,877,773	25.0	7,535,005,981	25.1	28,371,147

平成30年度 地域生活支援事業費(実績)

市名	事業費 (円)	事業費負担内訳					負担超過額※	事業費の内、自立支援給付へ要望する事業					
		国費 (円)	負担割合 (%)	県費 (円)	負担割合 (%)	市費 (円)		市の負担率 (事業費の1/4) との差額 (円)	計 (円)	移動支援事業	日中一時支援事業	訪問入浴サービス	スマ装具給付
長崎市	328,236,053	121,610,000	37.0	60,805,000	18.5	145,821,053	44.5	63,762,040	219,221,375	120,004,940	12,624,843	12,711,200	73,880,392
佐世保市	121,568,257	46,940,000	38.6	23,470,000	19.3	51,158,257	42.1	20,766,193	86,398,812	11,387,365	4,809,259	6,640,000	63,562,188
島原市	31,546,810	12,611,000	40.0	6,305,000	20.0	12,630,810	40.0	4,744,107	20,732,746	3,493,775	2,256,337	4,912,500	10,070,134
諫早市	84,952,966	31,155,000	36.7	15,577,000	18.3	38,220,966	45.0	16,982,724	54,169,995	11,753,408	13,532,350	382,500	28,501,737
大村市	83,281,514	32,115,000	38.6	15,115,000	18.1	36,051,541	43.3	15,231,162	38,660,846	8,476,480	6,575,486	1,595,000	22,013,880
平戸市	28,316,271	10,929,000	38.6	5,464,000	19.3	11,923,271	42.1	4,844,203	21,792,090	15,036,470	520,380	585,000	5,650,240
松浦市	14,198,581	6,578,000	46.3	3,289,000	23.2	4,331,581	30.5	781,936	12,601,083	5,996,940	99,342	1,925,000	4,579,801
対馬市	41,068,041	14,418,000	35.1	7,209,000	17.6	19,441,041	47.3	9,174,031	34,596,821	20,285,890	4,019,120	3,468,750	6,823,061
壱岐市	66,396,454	24,834,000	37.4	12,417,000	18.7	29,145,454	43.9	12,546,340	62,916,401	20,411,420	37,086,924	0	5,418,057
五島市	42,904,087	16,794,000	39.1	8,397,000	19.6	17,713,087	41.3	6,987,065	11,498,368	1,017,855	2,901,310	0	7,579,203
西海市	18,167,501	6,622,000	36.4	3,311,000	18.2	8,234,501	45.4	3,692,626	11,812,368	538,055	6,602,470	0	4,671,843
雲仙市	28,774,524	11,251,000	39.1	5,625,000	19.5	11,898,524	41.4	4,704,893	16,598,706	1,914,159	5,300,533	0	9,384,014
南島原市	36,137,379	14,089,000	39.0	7,044,000	19.5	15,004,379	41.5	5,970,034	16,896,535	939,440	638,755	4,974,160	10,344,180
合計	925,548,438	349,946,000	37.8	174,028,000	18.8	401,574,465	43.4	170,187,354	607,896,146	221,256,197	96,967,109	37,194,110	252,478,730

※地域生活支援事業の「負担超過額」は、国(50/100)、県(25/100)の補助を基準として算定

資料4-2

民生委員・児童委員配置状況

R元.7.1現在
(単位:人)

市町名	定数			充足数			欠員数		
	計	一般	主任	計	一般	主任	計	一般	主任
長崎市	1,012	920	92	962	873	89	50	47	3
佐世保市	629	561	68	610	543	67	19	18	1
島原市	122	108	14	121	107	14	1	1	0
諫早市	322	290	32	319	287	32	3	3	0
大村市	191	179	12	180	168	12	11	11	0
平戸市	128	108	20	126	106	20	2	2	0
松浦市	94	82	12	94	82	12	0	0	0
対馬市	141	128	13	138	125	13	3	3	0
壱岐市	95	87	8	95	87	8	0	0	0
五島市	175	153	22	160	142	18	15	11	4
西海市	109	99	10	108	98	10	1	1	0
雲仙市	136	122	14	134	120	14	2	2	0
南島原市	161	145	16	161	145	16	0	0	0
合計	3,315	2,982	333	3,208	2,883	325	107	99	8

(第5) 介護保険制度等に関する提言について

介護保険制度が将来にわたって公正かつ安定的に運営されるため、次の事項について積極的に検討を加えるよう要請する。

1. 第1号被保険者の保険料について

第1号被保険者の保険料がこれ以上過重な負担とならないよう、国の責任において、財源構成を含め、財政的な対策を講じること。

(資料 5-1 参照)

2. 介護従事者の人材確保について

介護の現場においては慢性的な介護従事者の不足及び離職率の高さなどが問題になっており、人材不足による介護サービスの質の低下やサービス提供体制の確保への影響が懸念されていることから、介護従事者の人材確保、育成及び定着につながる対策を引き続き確実に実施すること。

資料5-1

長崎県内の介護保険料基準額の状況

(単位:円)

	第6期 (H27～H29)	段階数	第7期 (H30～R2)	段階数	改定率
長崎市	6,083	9	6,800	10	11.8 %
佐世保市	5,722	9	5,822	9	1.7 %
諫早市	5,170	9	5,970	9	15.5 %
大村市	5,600	9	5,800	9	3.6 %
平戸市	5,580	9	6,175	9	10.7 %
松浦市	5,520	11	5,592	11	1.3 %
対馬市	5,700	10	6,300	10	10.5 %
壱岐市	5,262	9	6,145	9	16.8 %
五島市	6,233	9	6,760	9	8.5 %
西海市	5,500	9	5,925	9	7.7 %
島原地域広域市町村圏組合	5,791	10	6,500	10	12.2 %
平均	5,651	-	6,163	-	9.1 %

(第6) 生活環境の保全・整備等の充実に関する提言について

生活環境の保全・整備等の充実を図るため、次の事項について措置を講じるよう強く要請する。

1. 大気汚染の防止対策について

大気汚染による健康被害は、深刻な問題であり、近年は、微小粒子状物質(PM2.5)等の大気汚染物質が環境基準値を超えた値で観測されている。現在、国は、日中韓三ヵ国環境大臣会合に基づく取り組みや国連環境計画、クリーン・エア・アジアなどの国際機関と連携した取り組み等を行っているところであるが、今後も、大陸からの越境汚染により、更なる大気汚染が懸念されるため、汚染原因の早期究明を行い、国際的な対応も視野に入れたより具体的な大気汚染対策に取り組むとともに、自治体に対し適切に情報提供を行うよう強く要請する。

(資料 6-1 参照)

2. 九州大学地震火山観測研究センターにおける雲仙岳の火山監視・観測・研究体制の充実強化について

雲仙岳の継続的な監視・観測・研究活動は、災害に強いまちづくりを推進する上で必要不可欠であることから、九州大学地震火山観測研究センターの存置により、雲仙岳における火山監視・観測・研究体制のさらなる充実・強化を図るよう強く要請する。

資料6-1

PM2.5 1日平均値（平成30年7月）

地区	県央						県南						県北						
	選定局	稻佐小学校	小ヶ倉支所	東長崎支所	村松	時津小学校	諫早	大村	川棚	雪浦	島原	小浜	五島	壱岐	対馬	大塔	福石	吉井	松浦志佐
1日	5	6	5	6	5	6	5	3	4	6	6	8	9	10	9	6	7	6	8
2日	4	6	4	6	4	4	4	4	5	5	5	4	8	9	10	4	9	6	6
3日	6	4	12	5	1	5	1	3	3	3	8	3	8	7	8	1	4	2	3
4日	8	8	9	8	4	8	7	8	9	8	9	8	12	16	14	9	13	10	11
5日	7	8	7	6	5	5	5	6	6	6	7	7	6	13	12	6	11	5	8
6日	3	4	4	3	2	3	2	4	6	6	6	4	3	3	5	2	6	1	4
7日	4	5	4	5	3	2	3	2	3	4	3	4	5	4	5	2	4	2	4
8日	5	6	4	5	5	2	4	3	3	5	2	4	5	4	4	4	6	4	4
9日	7	9	9	6	8	5	8	10	8	8	9	8	10	7	9	13	10	9	9
10日	10	9	8	9	10	5	7	12	10	7	6	11	12	9	12	15	11	13	
11日	10	9	9	10	8	4	10	12	10	10	10	7	9	16	14	13	16	11	13
12日	12	10	13	11	11	8	15	13	11	17	13	12	16	12	16	14	17	12	13
13日	18	15	19	16	17	10	15	16	12	21	18	13	14	9	14	17	13	13	
14日	9	10	12	10	9	6	10	11	7	19	15	9	12	7	7	20	13	10	10
15日	11	10	14	12	12	9	13	12	10	20	14	10	14	7	7	11	13	9	9
16日	15	13	21	15	15	10	19	16	10	24	18	14	24	12	14	17	19	18	
17日	23	24	26	22	24	15	28	30	22	30	26	18	33	26	30	33	36	30	
18日	40	38	40	35	36	19	38	39	25	37	34	25	39	25	38	38	31	29	
19日	53	51	52	47	47	21	45	45	49	49	43	35	42	35	46	51	46	48	
20日	43	43	40	36	36	15	30	39	38	32	31	43	35	32	43	46	39	41	
21日	4	7	5	5	3	4	4	4	7	4	3	6	10	13	6	9	8	9	
22日	4	6	5	4	5	4	5	6	5	6	3	3	10	10	8	8	9	7	
23日	7	8	5	6	6	8	9	7	13	5	8	13	8	9	9	14	11	12	
24日	9	8	10	8	8	6	10	10	13	12	8	7	9	8	10	13	10	11	
25日	12	13	12	10	10	9	10	12	9	15	11	12	14	11	12	15	12	12	
26日	17	17	18	15	15	11	13	14	12	20	15	15	17	15	16	19	14	14	
27日	15	16	17	16	17	10	16	18	14	20	15	16	19	17	17	19	16	17	
28日	14	15	14	12	13	9	15	13	12	15	15	16	16	13	14	16	13	14	
29日	10	11	11	10	9	7	9	11	9	9	13	14	10	9	12	11	11		
30日	6	8	6	5	6	5	5	7	6	5	3	8	10	8	6	9	7	7	
31日	9	8	10	6	6	6	8	7	8	8	7	10	10	9	7	10	9	9	

環境基準値(1日平均値 35μg/m³以下)超過

PM2.5 1日平均値の環境基準値（ $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ ）を超えた日数

	H30. 7月	H30. 8月	H30. 9月	H30. 10月	H30. 11月	H30. 12月	H31. 1月	H31. 2月	H31. 3月	H31. 4月	R元. 5月	R元. 6月	延日数
稻佐小学校	3												3
小ヶ倉支所	3												3
東長崎支所	3												3
村松	2												2
時津小学校	3												3
諫早											1		1
大村	2												2
川棚	3												3
雪浦	2												2
島原	2										1		4
小浜	1												1
五島	1										3		6
壱岐	3										1		6
対馬											1		1
大塔	3												3
福石	3												3
吉井	3												3
松浦志佐	2												2

(第7) 九州新幹線等の整備促進に関する提言について

九州新幹線等の整備を促進することにより、九州における一体的な経済発展と地域活性化を図るため、次の事項について早急に措置を講じるよう強く要請する。

(資料7-1 参照)

1. 九州新幹線西九州ルートの着実な整備について

九州新幹線西九州ルートについては、平成24年6月に、武雄温泉～長崎間を、標準軌（フル規格）により整備する内容の認可がなされ、現在、トンネル・橋梁・設備工事などが進められている。

地元において果たすべき役割については努力を惜しまない所存であるので、次の事項について特段の配慮をすること。

- (1) 令和4年度の開業を着実に行うこと。
- (2) 本年8月、与党整備新幹線建設推進プロジェクトチーム「九州新幹線（西九州ルート）検討委員会」により基本方針として示された「全線フル規格」による整備の早期着手と、それに向けた地方負担や並行在来線等の課題解決に向けた方策を示すとともに、令和2年度予算において必要な調査費等の確保を図ること。
- (3) 国が開発を進めてきたフリーゲージトレインの導入が断念されたという特殊事情を考慮して、「全線フル規格」での整備費用の追加負担分について、国の責任において沿線自治体の負担軽減や財源確保の検討を進めること。
- (4) 暫定開業時の運行計画について早期に示すとともに、利用料金など利用者への運行サービスの低下が生じないよう関係者との調整を図ること。
- (5) 公共事業の重点的配分等による建設財源の安定的確保及び地域負担の軽減を図ること。
- (6) 令和4年度の武雄温泉～長崎間の開業に向けて沿線各市が取り組むまちづくりに関する各種公共事業及び官民が行う新幹線開業効果を高めるための取組への支援拡充を行うこと。

2. 県下幹線鉄道の整備改善について

九州新幹線西九州ルートの整備に際しては、JR佐世保線を新幹線鉄道直通線同等のものと位置付け、長崎県において平成4年11月に示された「九州新幹線（長崎ルート）等の整備に関する基本的考え方」を踏まえた佐世保線の整備改良及び大村線の輸送改善のため次の事項の実現に努めるとともに、これらの財源についても特段の配慮をすること。

(1) JR佐世保線等の輸送改善及び整備財源について

- ① 西九州ルートの開業効果を県北地域に波及させるため、令和4年度の開業に合わせて行う佐世保線輸送改善事業に関する、在来幹線高速化に係る補助率の嵩上げや拡充を行うこと。
- ② 肥前山口～武雄温泉間の複線化が大町～高橋間に限定されることにより、長崎～博多間及び佐世保～博多間の所要時間の遅延など影響を及ぼさないようすること。
- ③ 西九州ルートの全線フル規格を進めていく場合は、佐世保～武雄温泉間を含めた並行在来線問題については、一体的なものとして取り扱うこと。
- ④ 長崎県下の都市を結ぶ大村線の輸送改善及び列車の表定速度の大幅な改善を行うこと。
- ⑤ 佐世保線及び大村線について、通勤、通学などの需要を鑑みた、普通列車の運行確保を行うこと。

(2) フル規格新幹線鉄道網への直通運行について

長崎市～福岡市間にフル規格の新幹線が運行されるようになったときは、佐世保市から運行時間が短縮できる西九州ルートへの直通運行を視野に入れた、佐世保線の輸送改善方策の推進を行うこと。

3. JR長崎本線連続立体交差事業の促進について

本事業は、踏切除却による交通混雑の緩和を図るとともに、土地区画整理事業と一緒に長崎駅周辺のまちづくりを進める上で必要不可欠な事業であるため、両事業の整備促進に向け、事業予算確保等に配慮すること。

4. 地域鉄道の施設整備に対する確実な支援について

鉄道輸送の安全確保のためには、車両を含めた一体的な鉄道施設の整備が必要不可欠である。しかしながら、ここ数年、要綱に基づく確実な補助が受けられない場合があり、特に車両検査については今後も国庫補助の予算確保が厳しいとの見通しが示されている。

このような状況を踏まえ、施設整備の補助制度においては、車両を含めた鉄道施設の整備に対し必要な予算を確保され、国の要綱に定める補助率上限での確実な支援並びに国庫補助率の嵩上げ及び地方負担に係る財源措置の拡充等、支援策の充実を図ること。

九州新幹線西九州ルート 概要図 (令和 4 年度暫定開業時)



暫定開業時の博多～長崎間の所要時間

最速 1 時間 20 分（現行「特急かもめ」最速 1 時間 48 分より 28 分短縮）

【国土交通省試算】

(第8) 高速道路網等の整備促進に関する提言について

高速道路網等の整備を促進することにより、産業の活性化や地域振興を図るために、次の事項について早急に措置を講じるよう強く要請する。

1. 道路整備の安定的財源確保について

中央と地方における公共交通機関などの移動格差を十分認識した上で、地方が真に必要とする海路及び道路整備が推進できるように必要な財源の充実強化を図ること。

地方創生に資する道路整備を重点的かつ計画的に推進するため、公共事業関係費を増額するとともに安定的かつ持続的な道路整備に必要な予算を確保すること。

(資料 8-1 参照)

2. 道路網の整備について

(資料 8-2 参照)

(1) 高規格幹線道路の整備について

① 西九州自動車道の整備促進

西九州自動車道は、九州の中心都市である福岡市と九州北西部地域を直接結び、本地域の活性化を図るうえで不可欠であるので、次の事項について特段の措置を講じること。

- ア 松浦佐々道路（松浦 IC から佐々 IC）の早期供用開始に向けた事業促進
- イ 佐世保道路（佐々 IC から佐世保大塔 IC）の4車線化の供用開始に向けた事業促進

② 九州横断自動車道の整備促進

九州横断自動車道長崎大分線は、日本の西端である長崎市と九州北東部地域を直接結び、本地域の活性化を図るうえで不可欠であるので、次の事項について特段の措置を講じること。

- ア 長崎 IC～長崎芒塚 IC の4車線化の早期供用開始に向けた事業促進

(2) 地域高規格道路の整備について

① 島原道路の早期整備

南島原市深江町から諫早 IC 間を結ぶ島原道路は、本地域の活性化を図るうえで不可欠であるので、次の事項について特段の措置を講じること。

- ア 島原市出平町から有明町間の早期供用に向けた事業促進
- イ 島原市有明町から雲仙市瑞穂町間の一体的な早期事業化
- ウ 雲仙市瑞穂町から諫早市小野町間の早期供用に向けた事業促進
- エ 謳早市小野町から長野町の調査区間の指定
- オ 一般県道諫早外環状線（長野町～貝津町）の早期供用

- ② 島原天草長島連絡道路（深江町～口ノ津港間）の早期事業化
- ③ 長崎市と佐世保市を連絡する道路の早期実現

本路線は、長崎県広域道路整備基本計画に位置付けられ、長崎市と佐世保市の2つの中核都市を約1時間で結び、西彼杵半島地域の自立的発展、さらには長崎県全体の産業、経済及び文化の活性化を図るうえで不可欠であるので、次の事項について特段の措置を講じること。

- ア 西彼杵道路（佐世保市～時津町）の早期整備
 - (ア) 時津町日並から時津町野田間の早期完成
 - (イ) 西海市西彼町大串から時津町日並間の早期事業化
- イ 長崎南北幹線道路（長崎市茂里町～時津町野田郷）の早期事業化
- ④ 有明海沿岸道路（諫早市～鹿島市間）の早期事業化
- ⑤ 国道205号佐世保市～東彼杵町（東彼杵道路）の計画段階評価への早期着手
(有料道路事業の活用を含めた整備手法の検討)

（3）幹線道路の整備について

幹線道路の整備については、交通渋滞の緩和等により沿線地域の社会・経済活動等に寄与するとともに交通ネットワーク形成等に不可欠なため、次の事項について特段の措置を講じること。

- ① 一般国道205号の早期整備
針尾バイパス（江上交差点からハウステンボス入口交差点）の整備促進
- ② 一般国道57号の早期整備
 - ア 一般国道57号森山拡幅の雲仙市愛野町愛野大橋から尾崎交差点までの区間の早期整備
 - イ 一般国道57号愛野町から小浜町までの現道改良による機能強化及び愛野・小浜バイパスの早期事業化
- ③ 一般国道34号の早期整備
 - ア 大村諫早拡幅の整備促進
 - イ 大村拡幅の早期完成
 - ウ 諫早北バイパスの4車線化の早期事業化
 - エ 日見バイパスの4車線化の早期完成
- ④ 一般国道382号の整備促進
- ⑤ 一般国道384号の整備促進
- ⑥ 一般国道389号（雲仙市多比良港～南島原市口ノ津港間）の整備促進

(4) 架橋の実現について

架橋は、離島や半島の地域の経済・文化の発展、さらには、医療・教育の向上等に不可欠なため、次の事項について特段の措置を講じること。

- ① 九州西岸軸構想の中核となる島原・天草・長島架橋構想の推進
- ② 五島連絡橋建設のための調査事業の実施
- ③ 嫦娥三島大橋と原島大橋架橋の早期実現
- ④ 松島架橋の早期実現
- ⑤ 大村湾横断道路構想の推進

(資料 8-3 参照)

3. 道路事業における補助制度の拡充について

道路事業のうち、土地開発基金などにより先行取得した建物補償の買戻しについて、重要度の高い市街地部においては、より柔軟かつ円滑に交渉等の事務を進め、早期完成や計画的な進捗が図れるよう、街路事業と同様の補助の取扱いとすること。

4. 社会資本整備総合交付金事業（道路事業（舗装補修））の補助対象条件の緩和について

公共施設の計画的な管理を進める中で、道路等の社会基盤施設（インフラ）等の老朽化対策が全国的な課題となっており、インフラの長寿命化対策に向けた財政措置として、社会資本整備総合交付金や公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）等が講じられている。

このうち、社会資本整備総合交付金事業における道路事業（舗装補修）について、平成30年度より大型車交通量（大型車250台／日・1方向未満）の条件が設けられたが、バス路線等、住民の生活に重要な役割を果たす道路について、補助対象となるよう、条件の緩和を行うこと。

5. 地方における無電柱化事業の促進について

無電柱化事業においては、これまで歩道が広い幹線道路などを中心に整備が進められてきたが、近年の社会情勢の変化により、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観形成等を図る上でも事業の必要性はより一層増加している。さらには、平成28年12月に「無電柱化の推進に関する法律」が成立、施行され、地方においても無電柱化を推進することが求められている。

しかしながら、無電柱化事業の主な整備手法である電線類地中化は、事業コストが高く道路管理者及び電線管理者の財政負担も大きく、事業期間が長期にわたるなど、円滑な事業進捗に支障をきたしている。

また、地方においては、歩道が無く、狭小な道路が多く存在しており、地上機器の設置スペースなどの技術的な課題の解決が必要不可欠となっている。

このようなことから、無電柱化の推進を国家的重要プロジェクトに位置付け、関係予算を確保するとともに、無電柱化に係る技術的進歩を促し、地方の負担を軽減しながら無電柱化を促進するための総合的かつ積極的支援に取り組むこと。

6. 港湾の整備促進について

港湾は、産業活動や生活を支える基幹的な社会資本であり、国際競争力強化や産業再生、観光振興、離島振興等を進めていくためには、施設の維持管理を含め港湾の整備が不可欠である。

このようなことから、整備費の縮減を行わず、必要な港湾整備事業費の所要額を確保し、重要港湾及び地方港湾の整備促進を図ること。

- ・重要港湾（長崎港、佐世保港、厳原港、郷ノ浦港、福江港）
- ・地方港湾（島原港、大村港など77港あり）

7. 公共事業の用地買収に伴う所有権移転登記に係る印鑑登録証明書の交付手数料の免除制度の拡充について

公共事業の用地買収に伴い、必要となる所有権移転登記に係る印鑑登録証明書の交付手数料については、土地所有者の負担となっていることから、国の関係機関で調整の上、全国的に統一した免除制度として確立すること。

資料8-1

○道路整備の状況

		一般国道	都道府県道	市町村道	一般道路計
長崎県	整備率	61.6	54.7	50.7	51.6
	改良率	91.3	62.5	50.7	54.0
全 国	整備率	68.0	58.1	59.1	59.4
	改良率	92.7	70.4	59.1	61.8

※道路統計年報より(平成29年4月1日現在)

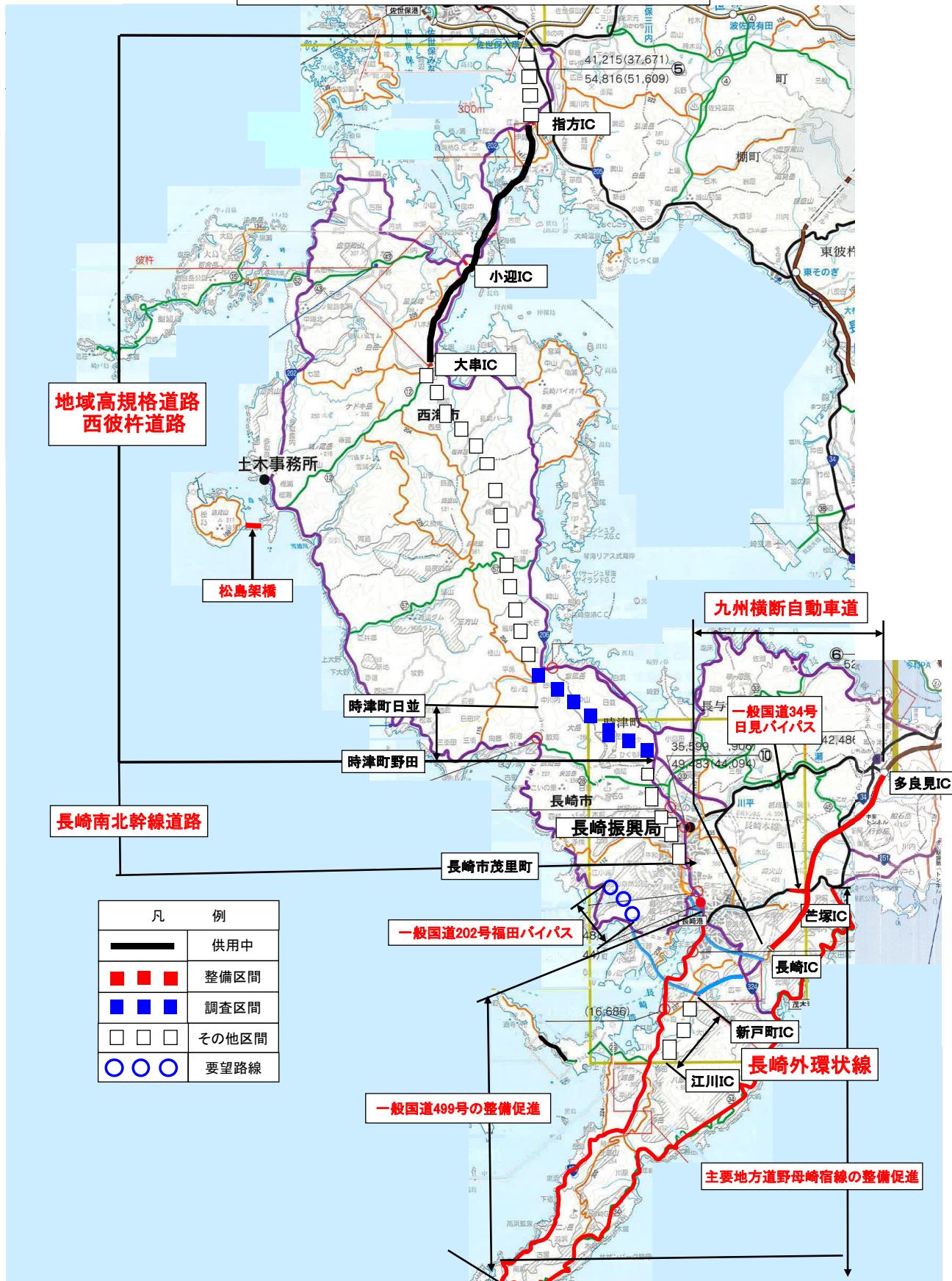
○道路関係経費の状況

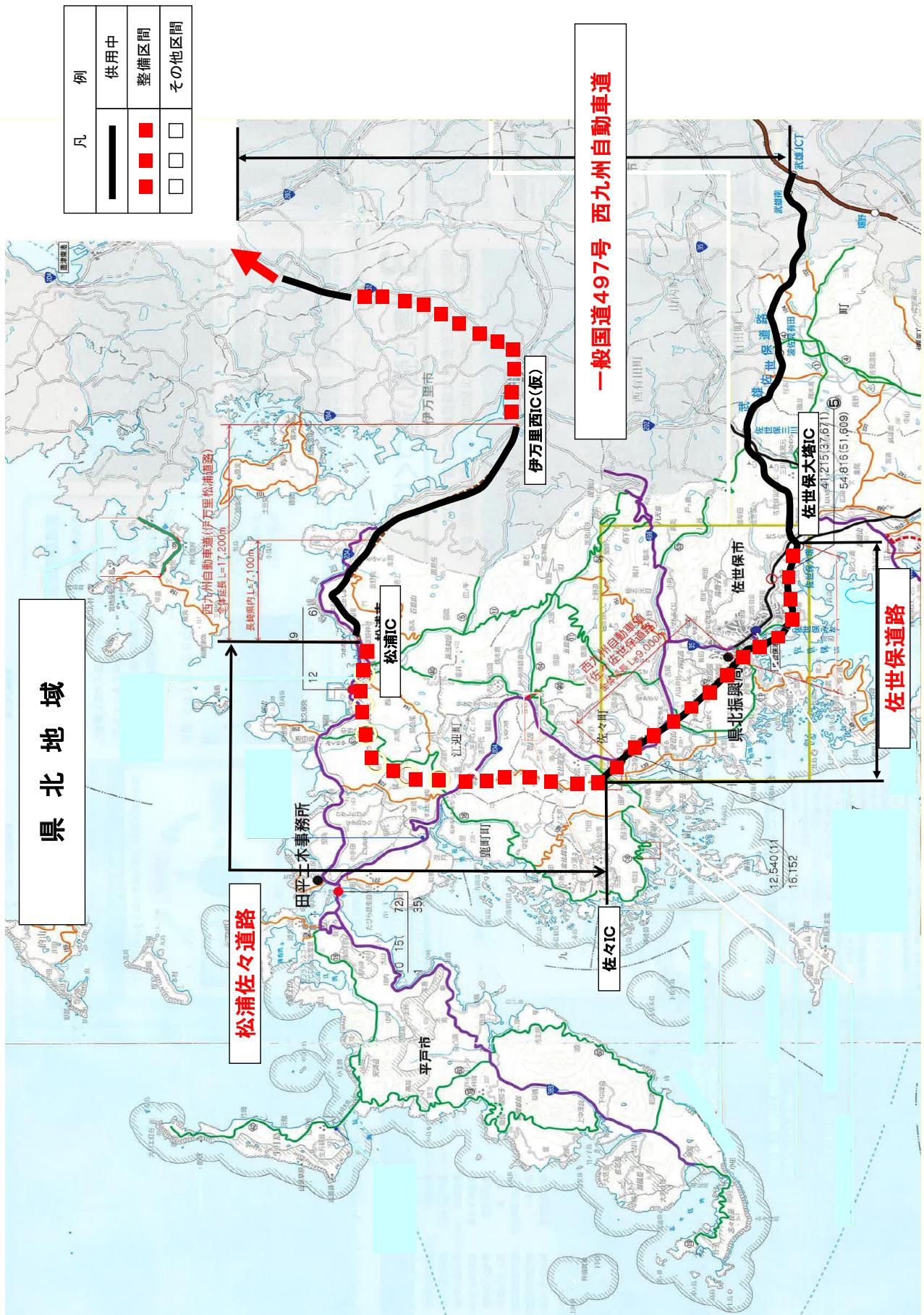
(千円)

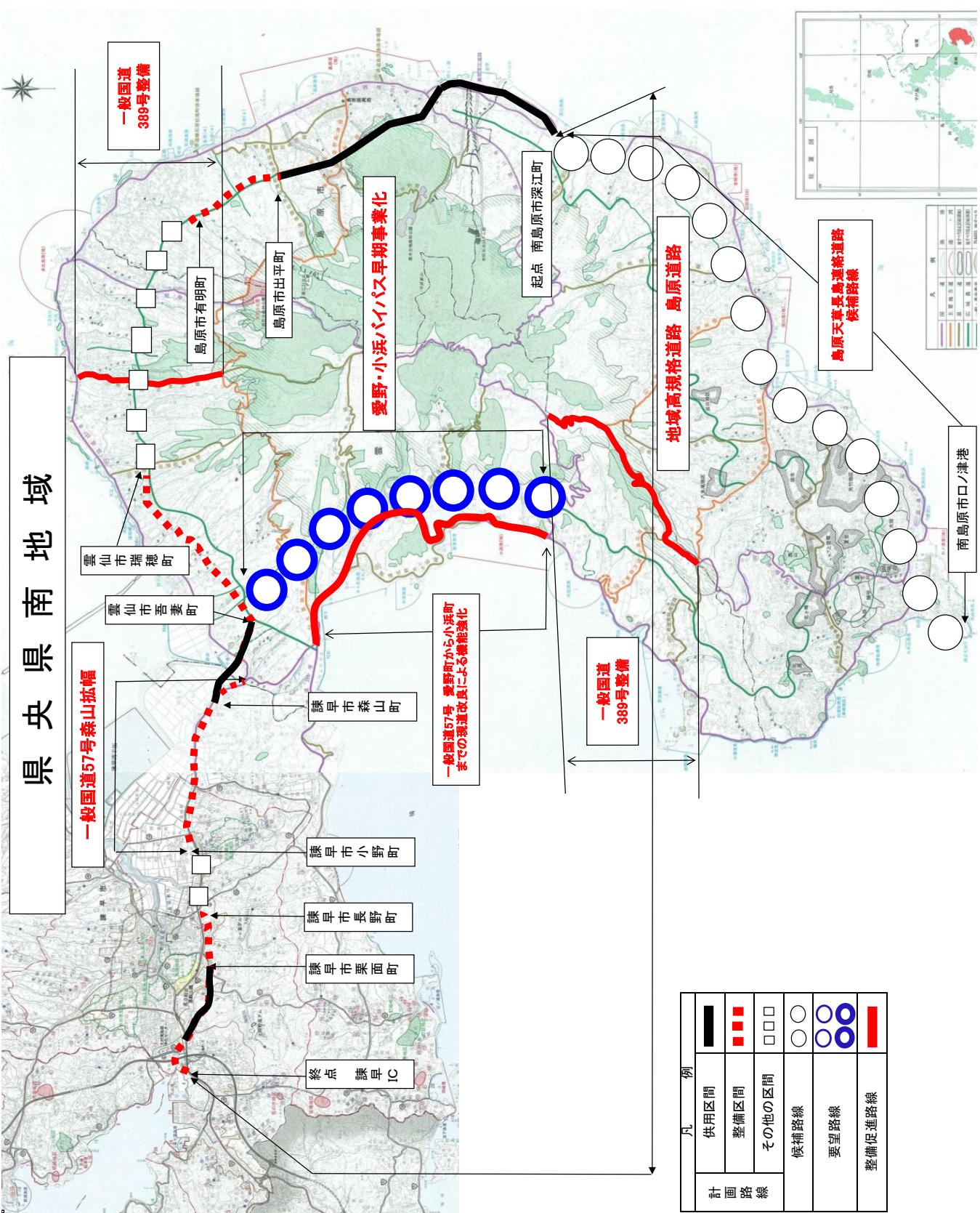
市名	経 費		差	
	28年度(A)	29年度(B)	(B)-(A)	(B)/(A)
長崎市	14,669,331	8,555,070	△ 6,114,261	58.3%
佐世保市	5,177,006	4,494,407	△ 682,599	86.8%
島原市	1,091,058	1,046,200	△ 44,858	95.9%
諫早市	4,189,930	4,772,827	582,897	113.9%
大村市	2,519,486	2,203,526	△ 315,960	87.5%
平戸市	2,249,930	2,324,817	74,887	103.3%
松浦市	1,505,702	1,165,008	△ 340,694	77.4%
対馬市	2,953,410	3,442,188	488,778	116.5%
壱岐市	2,125,804	2,537,632	411,828	119.4%
五島市	2,188,900	2,181,465	△ 7,435	99.7%
西海市	905,547	1,240,028	334,481	136.9%
雲仙市	1,266,668	1,236,099	△ 30,569	97.6%
南島原市	3,593,734	3,617,778	24,044	100.7%
合 計	44,436,506	38,817,045	△ 5,619,461	87.4%

※平成28・29年度地方財政状況調査(表70)より

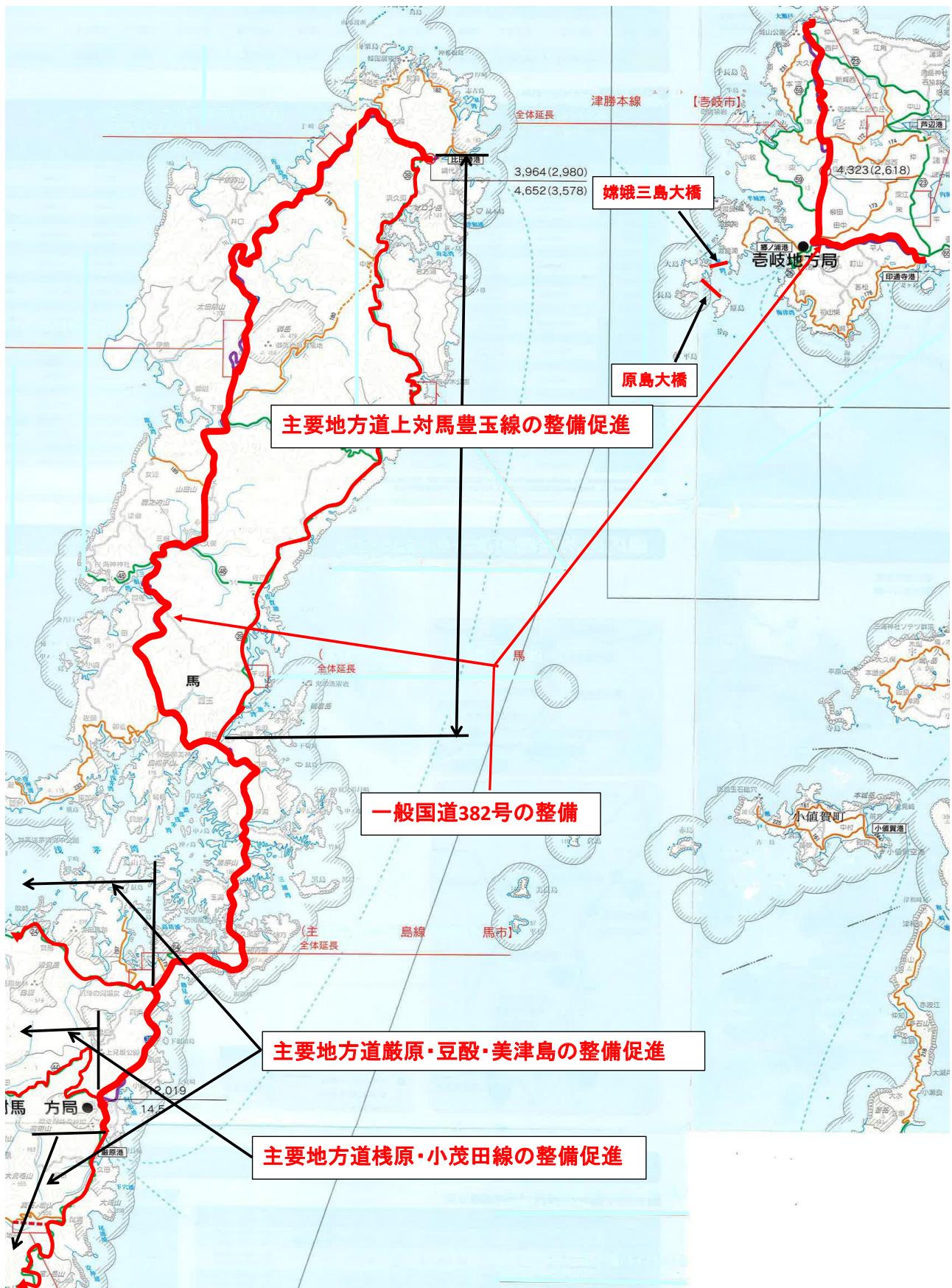
長崎、西彼杵、佐世保地域



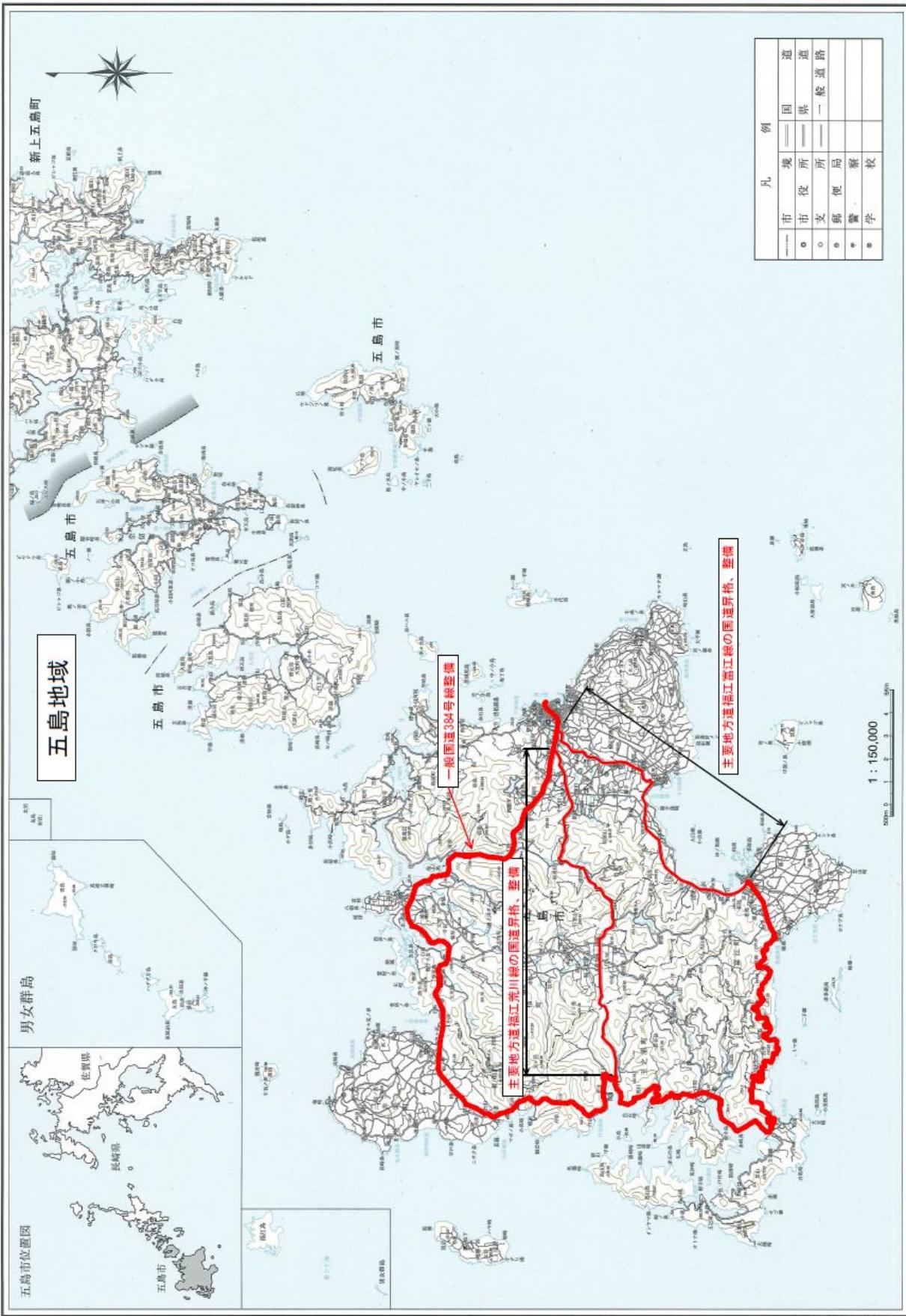




壱岐・対馬地域



五島市全図



資料8-3



(第9) 農林水産業の振興に関する提言について

農林水産業の振興を図るため、次の事項について早急に措置を講じるよう強く要請する。

1. 農業の振興対策について

(1) 経営所得安定対策について

経営所得安定対策は、地域農業を支える中心的政策である。

同対策は、担い手農家の経営安定に資するようゲタ・ナラシ対策を実施し、また食料自給率の維持向上を図るため、飼料用米・麦・大豆などの戦略作物や、地域特産品野菜等の転作に対し助成する制度となっており、市町は、関係機関で構成されている協議会の構成員として実施要綱で定めている役割に基づき、交付金の手続き等大きい事務負担を担っている。

国においては、土地利用型作物の生産が困難である中山間集落を多く抱える長崎県の状況を踏まえ、地域の営農形態に合った制度対象作物の拡充を図るとともに、農家が安心して加入できるよう制度を法制化し、市町の事務の負担軽減を図ること。

(2) 農業農村整備事業の安定的な予算の確保について

安定した効率的な食料体制を図るための農業生産基盤の整備や関連施設を適正に管理するための農業農村整備事業については、計画的かつ円滑な事業実施のため、当初予算での必要額の確保を図ること。

(3) 農業災害補償制度における国庫負担について

穀類(米・麦)、果樹等を取り巻く情勢は、担い手の不足により生産量が減少することのほか、近年、地球温暖化・局地的豪雨など異常気象による農作物の被害、イノシシ等による鳥獣被害も年々増加するなど、依然として大変厳しい状況であることから、農業共済掛金の国庫負担割合を現状のまま堅持すること。

(資料 9-1 参照)

(4) 有害鳥獣被害対策の予算確保及び早期の予算執行について

長崎県内における有害鳥獣による農作物被害金額は、ピークであった平成16年度と比較すると平成29年度で約26%に減少したものの、イノシシによる被害は約1億4千万円と依然として深刻な状況にある。そのような中、各市は防護柵整備の拡充や、猟友会との連携による捕獲活動の強化等に取り組んできたが、有害鳥獣被害対策支援の大きな柱となっている「鳥獣被害防止総合対策事業」の国配分率は、要望額を大きく下回っている。

有害鳥獣被害対策は、継続的な取組みが不可欠であることから、充分な予算を確保すること。

また、有害鳥獣被害防止のためには、間断なく、捕獲活動を行うことが必要であり、補助金の内示や交付などの手続きを円滑に行い、速やかに予算を執行すること。

(5) 農業用機械及び施設の更新や長寿命化に係る支援について

共同利用の農業用機械及び施設については、新規導入時の支援だけでなく、既存事業で導入した施設・農業用暖房器等の付帯設備・農業用機械等の更新や長寿命化についても、例えば、今後10年程度の地域農業維持が可能であることなどの要件を付して補助事業の対象とすること。

(6) 燃油高騰対策の強化について

現在、特例として措置されている農林漁業用A重油に係る石油石炭税の免税・還付措置及び農林漁業用軽油引取税の免税措置については、農林漁業者の税負担軽減による経営の安定化を図るため、恒久的な制度とすること。併せて、漁業経営セーフティネット構築事業及び施設園芸セーフティネット構築事業の補てん金に係る国と生産者の負担割合については、一律3：1に見直したうえで、事業を継続すること。

(7) 農業次世代人材投資資金制度の予算確保及び早期の予算執行について

農業次世代人材投資資金制度については、青年就農者の就農初動期における負担軽減により経営安定につながり、就農者の拡大に効果が高い制度であるが、本事業の経営開始型における平成31年度（令和元年度）予算配分率（新規分）は要望額を大きく下回っている。

就農初動期の青年就農者にとって、経営が不安定な時期における補助の削減は死活問題であり、農業の担い手の確保・育成に支障を来たすため、十分な予算を確保したうえで、補助金の内示や交付などの手続きを円滑に行い、速やかに予算を執行すること。

(資料9-2 参照)

(8) 環境保全型農業直接支払交付金の予算の確保について

地球温暖化防止など自然環境の保全に効果の高い農業生産活動を支援するための環境保全型農業直接支払交付金については、取組主体や取組面積が拡大する中、計画的かつ円滑な事業実施のため、当初予算での必要額の確保を図ること。

2. 水産業の振興対策について

(1) 養殖トラフグの消費拡大について

近年、中国から輸入される安価な養殖トラフグの供給過剰に伴い国産トラフグの価格下落を招いてきた。現在、ピーク時の輸入量から減少はしているものの、依然として国産養殖トラフグの価格に影響を及ぼしておりトラフグ生産者にとって厳しい状況は続いている。

このような状況の中、平成28年9月に中国国内におけるフグ食の解禁が実現したが、中国国内において養殖され加工した製品の流通を認めるもので、天然魚や活魚、輸入品については対象外となっている。

こうした状況を踏まえ、中国や他国へのトラフグ食文化やトラフグ加工品のPRを行い、トラフグ輸出の解禁を働きかけるとともに、トラフグの輸出促進への支援を行い、養殖業者の経営安定を図ること。

(2) 放置船等に関する対策について

船舶等が放置されることによる漁業活動や環境、景観等への影響が懸念されるため、次のような対策及び制度の充実を図ること。

- ① 海上保安庁との連携により放置船等に対する監視・罰則の強化
- ② 登録抹消や変更登録等の申請時における当該船舶の確実な状況確認
- ③ 船舶購入時における登録制度の強化（係船許可証明、所有後の船舶売買の報告義務等）

(資料 9-3 参照)

(3) 漁業就業者対策の充実について

「漁業就業者確保・育成対策事業」の新規漁業就業者研修期間終了後は、漁船取得など過大な出費があり、自らの漁業収入では生計が成り立たず、漁業を断念する就業者も少なくない状況である。農業においては営農開始後の支援制度があることから、漁業においても新規漁業就業者へ期限を定めた給付金（経営開始型）の支援制度を創設すること。

平成29年度 イノシシ被害額一覧(上位順)

【単位 金額:千円 被害面積:ha 被害量:t】

順位	市町名	金額	被害面積	被害量
1	長崎市	30,790	193	131
2	佐世保市	28,301	22	244
3	諫早市	19,485	13	106
4	大村市	10,561	23	169
5	長与町	8,913	3	54
6	雲仙市	6,813	7	100
7	平戸市	6,728	6	40
8	南島原市	4,407	3	21
9	西海市	4,370	8	24
10	波佐見町	3,978	8	18
11	東彼杵町	3,819	7	17
12	対馬市	3,530	3	53
13	松浦市	2,874	4	23
14	五島市	2,344	2	16
15	佐々町	2,074	2	46
16	小値賀町	1,743	2	47
17	川棚町	1,290	2	6
18	島原市	1,072	2	8
19	新上五島町	410	0	4
20	時津町	92	1	1
21	壱岐市	68	0	0
合計		143,662	311	1,128

※被害面積及び被害量については、ラウンドの関係上合計値が一致しません。

資料9-2

平成31年度(令和元年度)予算 農業次世代人材投資事業【経営開始型;新規分】の配分額

	経営開始型	
	H31(R元)年度新規	
	補助金	
	要望額(人数)	配分額(人数)
長崎市	8,250千円(6名)	1,500千円(1名)
佐世保市	3,000千円(2名)	1,500千円(1名)
島原市	3,000千円(2名)	1,500千円(1名)
諫早市	7,500千円(5名)	1,500千円(1名)
大村市	7,500千円(5名)	1,500千円(1名)
平戸市	4,500千円(4名)	3,000千円(2名)
松浦市	6,000千円(4名)	1,500千円(1名)
対馬市	4,500千円(3名)	1,500千円(1名)
壱岐市	6,000千円(4名)	1,500千円(1名)
五島市	9,000千円(6名)	3,000千円(2名)
西海市	2,630千円(3名)	1,500千円(1名)
雲仙市	15,000千円(10名)	6,000千円(4名)
南島原市	12,750千円(9名)	3,000千円(3名)
合計	89,630千円(63名)	28,500千円(20名)

※単身型受給(1,500千円、1名)、夫婦型受給(2,250千円、2名) ※月換算での受給を含む

資料9-3

放置船等に関する対策について関連資料

県内の放置船等の状況(漁港区域内)(H31.1.31調査)

長崎市	38隻
佐世保市	193隻
諫早市	0隻
大村市	1隻
対馬市	19隻
壱岐市	29隻
平戸市	119隻
松浦市	43隻
五島市	47隻
西海市	47隻
島原市	0隻
南島原市	27隻
雲仙市	35隻
合 計	598隻



(第10) 地域経済の活性化に関する提言について

地域経済の活性化を図るため、次の事項について強く要請する。

1. 地域経済牽引事業への支援措置について

地方税を減免した自治体への普通交付税の減収補てん措置に関し、補てん措置の対象となる資産に償却資産（機械及び装置）を追加すること。

(資料 10-1 参照)

2. 九州地方整備局雲仙復興事務所による雲仙普賢岳溶岩ドームの崩壊影響に関する技術的検討の実施と同事務所の存続について

(1) 対策の検討について

雲仙・普賢岳溶岩ドーム崩壊に関する調査・観測及び対策検討委員会における検討結果をふまえ、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた「減災」の視点に立った対策の強化とともに、今なお微動している溶岩ドームの崩壊に関し、雲仙復興事務所の高度な技術力を駆使しさらなる検討を実施すること。

(2) 防災監視・観測体制の強化・存続について

土石流及び溶岩ドーム崩壊に対する地元住民の懸念が払拭されない中、雲仙復興事務所を国の出先機関原則廃止の対象とはせず、地域住民の生命・財産を守るために、同事務所の防災監視・観測体制をさらに強化し存続させること。

「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律
(通称：地域未来投資促進法)」(平成29年7月31日施行)

<主な支援措置>

①税制による支援措置

○**地方税の減免に伴う補てん措置**

・**固定資産税等を減免した地方公共団体への減収補てん**

(対象資産：土地、建物、構築物)

○課税の特例

- ・先進的な事業に必要な設備投資に対する減税措置
 - ⇒機械・装置等：40%特別償却、4%税額控除
 - ⇒建物等：20%特別償却、2%税額控除

②予算による支援措置

○地域中核企業・中小企業等連携支援事業

- ・研究開発から設備投資、販路開拓等まで一体的に支援

○地方創生推進交付金の活用

- ・地域未来投資促進法に基づき都道府県の承認を受けた事業計画については、内閣府と連携し、重点的に支援

③金融による支援

○資金供給の円滑化

- ・日本政策金融公庫による承認中小企業に対する設備資金、運転資金の長期（20年、7年以内）かつ固定金利での融資
- ・地域経済活性化支援機構、中小企業基盤整備機構等によるファンド創設

④情報に関する支援措置

○候補企業の発掘等のための情報提供

- ・地域経済分析システム（R E S A S）等を活用

⑤規制の特例措置等

○幅広い規制改革ニーズへの迅速な対応

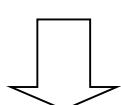
- ・工場立地法の緑地面積率の緩和
- ・一般社団法人を地域団体商標の登録主体として追加

○農地転用許可、市街化調整区域の開発許可等に係る配慮

○事業者から地方公共団体に対する事業環境整備の提案手続の創設

◆**固定資産税等を減免した地方公共団体への減収補てん措置の対象資産**

対象資産：土地、建物、構築物



機械及び装置が補てん対象となっていない

（第11）地方自治体の円滑な行政運営に関する提言について

地方自治体の円滑な行政運営と計画的な地域振興を図るため、次の事項について特段の措置を講じるよう強く要請する。

1. 「従うべき基準」を定めた省令の改正情報の事前周知の徹底について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、義務付け・枠付けの見直しが行われ、地方自治体自らの判断と責任において行政を実施することができるよう、条例制定権の範囲が拡大された。

このうち「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、当該基準を定めた省令が公布されれば、条例の改正を必ず行う必要がある。

しかしながら、この「従うべき基準」を定めた省令の公布時期が事前に周知されない場合もあり、特に地方において、議会中に急遽省令の改正がなされたために、条例改正の追加議案を提出する事態となっている。

については、地方の議会の開会期間等を考慮し、省令改正の内容や時期について、事前の周知を徹底すること。